

室町期の東寺における荘園と寺院の会計

田 中 孝 治

1 はじめに

筆者は、かつて「我国中世における荘園会計について」というテーマで、備中国（今の岡山県）にあった新見荘という荘園の請負代官尊爾が、建武二年（1335）に領主である東寺に書き送った決算報告諸表について検討をした（田中孝 2014, 第3章に収録）。そしてその中世荘園の決算報告書、結解散（算）用状が江戸時代の商人の帳合法の基ではないかと考えた。そのことが和式会計の起源・源流を探るといふ筆者の研究の出発点になった。拙著の段階（田中孝 2014）では、和式会計の起源は古代律令制における正税帳と出挙帳ではないか、という見解を述べた。しかしながら、荘園の年貢の決算報告書（年貢散用状）というものは複雑で、様式の上から正税帳との共通性を見つけにくいという課題があることも指摘しておいた。その後の研究（田中孝 2016）で、我国古代における初期荘園「東大寺越前國桑原庄」の決算報告書が現存することが確認され、中世荘園の会計のルーツも律令制の中にあることが明らかになった。

そこで、研究対象の場を再び中世に移し荘園の会計を研究対象としようと思うのであるが、それだけでなく寺院の会計も合わせて検討を試みたい。なぜなら、荘園領主の多くは寺院である。荘園からの年貢は寺院の収入となるわけがあるので、その収入が寺院でどのように会計処理されるのかの考察を試みたい。

阿諏訪青美によると、荘園領主たる寺院に遺る算（散）用状の種類には、荘園現地で作成して寺院に提出した荘園算用状と、次いでそれをもとに法会や諸行事の実施に関する経費や収支決算のために寺内の実務担当者が作成した寺内算用状¹があり、中世寺院にはこれらを合わせた膨大な量の算用状が残されている（太字引用者、阿諏訪 2003, 8）という。すなわち、散用状には荘園現地で作成されるものと、寺院で作成されるものと二種類あるということである。

本来なら、前述した東大寺領の桑原庄を対象とすれば古代と中世の比較研究になるのであるが、中世においてはその実体は失われていると考えられる。そこで本稿では、中世荘園領主の典型といわれる東寺（佐々木銀 1981, 237）に絞って論を進めることとする。ただ、寺院についての知識も乏しく、まして中世史はおろか歴史研究の専門家でない筆者には荷が重すぎる仕事なので、歴史学における研究成果に大いに頼りとしていきたいと思う。そこで、まず料荘中最大の荘園（網野 1978, 271）であり²、研究蓄積も豊富な矢野荘の考察から始めたいと思う。

2 矢野荘の散用状について

2.1 矢野荘の東寺支配と散用状について

中世において矢野荘の範囲は、現在の兵庫県相生市とほぼ重なる（相生市史 1986, 45）という。散用状も含め矢野荘そのものについての研究は、馬田綾子が第一人者であると考えられる。なぜなら、馬田は、『相生市史』の編纂執筆に携わり、その過程で当然、矢野荘現地に何度も足を運び、また多くの一次史料に当たっていると思われるからである。また、その他にも優れた先行研究が数多くあるが、馬田が散用状を分析するにあたり参考にした黒川直則の研究（黒川 1981）や、馬田の研究を参考とした福嶋紀子（福嶋 2011）などの研究は重要な示唆を与えてくれる³。最近では、青木貴史の研究（青木貴 2018）がある。本章は、馬田の研究を主軸とし他の研究も参考にしながら考察を進めてい

きたい。

馬田によると、矢野荘の沿革について次のようである。すなわち、正和二年(1313)十二月、後宇多上皇は矢野庄例名(領家分)を東寺に寄進し、東寺の供僧・学衆の依怙として寺院興隆に充てることとした。さらに文保元年(1317)、後宇多上皇は残された重藤名以下の地域を寄進した。これ以後の矢野庄の領有関係は、かつての預所藤原冬綱(寂願)や公文を務めた寺田法念らの動きとあいまって複雑な経過をたどることになるが、東寺内部においては一貫して供僧・学衆が共同して支配するところとされた(太字・下線・傍点引用者、馬田1996, 10)。

ここで、供僧とは、特定の法会に携わる僧侶のことであり、学衆とは、学問を修める僧侶のことであり、^{がくしゅう}学衆とは、学問を修める僧侶のことであり、元應元年(1319)七月に矢野荘の支配原則と呼ぶべき「^{げんのう おきぶみ}元応の置文」が定められ、矢野荘から納められた年貢は、供僧と学衆によって二分されることになり、以後東寺では、一貫して供僧と学衆とが共同して矢野荘を支配することになった(太字引用者、相生市史1986, 48)。今ここでその「元応の置文」を示すと以下のようなものである。

「定置 播磨国矢野庄条々」

- 「一 所務間事、供僧・学衆一臈相共、一期之間可有管領、……………」
- ……………」
- 一 寺用支配事、供僧・学衆各半分令分之後、可被支配之、……………」

(相生市史1990, 641-642)

馬田は、その要点について、(1)所務については、供僧・学衆の^{いちろう}一臈(最上位の者)が一生の間、管領すること。(2)寺用(寺内で配分しうる年貢)は、供僧・学衆に二分したのち、それぞれの内部で一定の基準で配分する。ということになる。ここでは供僧・学衆が対等な立場にたつて、共同で矢野荘を支配するという原則がはっきりと示されている(相生市史1986, 67)、と述べている。

さて、このような東寺における矢野荘の支配原則を踏まえた上で、矢野荘の

散用状はどうなっていたのであろうか。馬田は、散用状の基本的な性格や特質について次のように述べている。少し長いが引用する。

散用状というのは、莊園年貢等の収支決算書のことで、その年度に収納された年貢・雑公事およびその未納額を記し、そこから莊園現地における必要経費や守護からの賦課を指し引いて、東寺に送進される額の内訳を書き上げたものである。したがって散用状は、その年度分の収納が終わった後に、収納責任者によって作成されることになる。矢野荘の場合、原則として代官（給主代）と田所が散用状の差出人となる（初期にはそれに公文も加わる）。散用状は大きくわけて、供僧方散用状・学衆方散用状からなる⁵。このうち供僧方・学衆方の散用状は、矢野荘が東寺の供僧・学衆によって支配されていることに対応して作成されているもので、矢野荘からの収納が予定されている額を供僧・学衆で二分し、それを基準にしてそれぞれの収支を書き上げたものである。これらの散用状は寺家に提出されると、寺僧の点検を受けたと思われるが、初期の散用状にはその形跡を見つけるのは難しい。しかし散用状の提出が遅れ、さらに現地における支出内容が問題とされるにつれて、散用状点検（算勘）の体制が整えられていく。すなわち供僧・学衆の年預（奉行）がそれぞれの散用状の項目および数値について点検し、問題点があればそのことを朱記で追記していく。点検が終わると、年預（奉行）は巻末に算勘の日付を記し、その日付の下と紙継目裏ごとにみずからの花押を据える。そして端裏に供僧方・学衆方といった散用状の内容と、算勘の日付を書き込むのである。時代が下るにしたがって、巻末に据えられる花押の数が増えていくが、基本的な算勘の方法は変わらない（下線・太字引用者、相生市史 1995, 1132）⁶。すなわち、東寺に納入される年貢を供僧方・学衆方で二分し、散用状もそれに対応して供僧方・学衆方の双方で作成されていたということである。最後には、会計監査（算勘）のことも触れている。それにしても下線部の「予定されている額を二分」とは、どういうことであろうか。この点については、後に明らかになる。

それでは次節において矢野荘の実際の散用状を取り上げ、検討していきたい

と思う。

2.2 矢野荘における散用状の作成過程と未進徴符^{み しんちよう ふう}

2.2.1 散用状の作成過程と「目録」について

永和二年(1376)は、その作成の画期となる年である。東寺に伝えられた文書には、引付^{ひきつけ}と呼ばれる寺僧たちの議事録(太字引用者、相生市史1986, 46)が存在する。その引付のうち永和二年の学衆評定引付の五月十日条には、次のような散用状作成に関する記事がみられる。

「一 矢野庄散用状事、自当年、嚴密勘定可有之旨、去春治定之間、為^(毎)年比較、^(以)本帳、作目録畢、兩給主加^(判形)云々、向後^(可為)本
 治定畢、去年散用状校合之处、聊違目等 之、不足分、今
 度於京都、可弁沙汰之由、可問答之由、治定畢、・・・」

(太字引用者、相生市史1990, 184)

これについて馬田はそのいきさつを次のように述べている。すなわち、学衆方の代官をつとめる祐尊が、応安六年(1373)以来、年貢・雑穀・公事錢以下の未進等の責任をとわれて解任されそうになった。この時は給主興雅が祐尊の父の代からの寺家に対する忠節を述べ、また祐尊も改めて請文⁷を提出して解任を免れた。寺家としては、今後も起こりうるこうした年貢以下の未進に対応するため、散用状を厳密に点検(算勘)すべきことを決定し、「為毎年比較、以本帳、作目録」って、その目録に供僧方・学衆方の給主が判形をくわえることとした(馬田1996, 11)。

以上の説明で、引付の意味が理解できたと思う。さらに馬田は引き続き引付について次のように解説している。

ここでいう「本帳」とは、東寺領となって最初に行われた貞和元年(1345)の検注⁸によって作成された帳簿類、なかでも検注と斗代定の数値を集計した「矢野荘西方田畠実検注并斗代目録⁹」を指すものと考えられる。この収納の基本台帳ともいえるべき「本帳」をもとに、いわば収納のモデルを作り、それをも

とに毎年の散用状を比較検討することによって、年貢等の収納にかかわる不正をなくそうとしたのである。こうして作成されたものが、「供僧・学衆両方年貢并雜穀以下員数目録」（以下、単に「目録」と略す）である（下線・太字引用者、馬田 1996, 11）。

詳述は避けるが、貞和元年の検注の結果作成された、「矢野莊西方田地実検名寄取帳」、「矢野莊西方畠并栗林実検名寄取帳」の二通の帳簿が東寺に伝えられている。さらに翌二年の再度の斗代定¹⁰が行われ、その結果作成されたものが「矢野莊西方田畠実検注并斗代定目録」（相生市史 1992, 101-104）、すなわち「本帳」である（相生市史 1986, 67）。

図表 1 が、その「供僧・学衆両方年貢并雜穀以下員数目録」、略して「目録」（相生市史 1992, 392-396）である。見出しの後の部分（印）に、「以貞和検注帳、為本」と記されている。前述のように、「貞和検注帳」を以て作られたのが、「矢野莊西方田畠実検注并斗代目録」（本帳）である。

さらに、「目録」の末尾の方にも、次のように記述されている。

「散用状注進之時、毎度不及勘定之間、庄務之跡、^(譯)逐年、令零落歟、依之、去正月廿四日評定、被定毎年算勘之規式訖、仍為校合、以貞和検注帳、所作目録也、向後雖一事、不可違此旨之状、如件、但有興行沙汰者、可注加之、」

（相生市史 1992, 396）

この文章について馬田は、寺家に進められた散用状を検査する体制が整っていないなかことが、莊園支配の零落に繋がると認識されていたのである（馬田 1996, 11）と、述べている。だから、貞和検注帳をもって、「目録」を作り、それを毎年、散用状と比べ合わせ監査することを規則とし、今後（向後）は、一事といえどもこの旨に違わないようにせよ、と命じているのである。

馬田によると、この「目録」の中で公文雜免（図表 1 中のウ（＝引用者））は、かつての重藤名（図表 1 中のイ）の一部で、本年貢が寺家の、雜公事が公文の得点とされている田である。この公文雜免の年貢を含めて矢野莊の年貢額は、最初に寄進された部分（公田＝図表 1 中のア（引用者））、次いで寄進され

室町期の東寺における荘園と寺院の会計

図表1 供僧・学衆両方年貢并雜穀以下員数目録

(還暦)

一 雜

大野生貢○蒸麥重目録 永和二丙辰

先野庄供僧・学衆両方年貢并雜穀

已下員数目録 右科雜穀并雜穀 ← ☆

一年貢事

ア 公田分 斗

本在貢 玖拾柒石〇式并參合

同 交分 一方分肆拾捌石捌斗肆升壹合伍勺

一方分陸石參斗伍升伍勺

▲ 已上伯式肆斗式并肆合

一方分伍拾伍石式〇并式合

イ 重膳 十六名分

本在貢 伯伍石參斗參升陸合

一方分伍拾式石陸斗肆升捌合

同 交分 拾伍石柒斗玖升伍合 五兩斗并五重

一方分柒石捌斗玖升柒合伍勺

同 斗轉分 陸石伍升伍合 斗別金壹

一方分參石式并柒合伍勺

Ⅸ 一 伍式拾柒石一斗捌升陸合

一方分陸拾參石伍斗玖并參合

ウ 公文雜免年貢 玖石陸斗肆升陸合 陸兩斗一花雜

一方分四石八斗二升二合

同 交分 壹石肆斗肆升 五兩斗并五重

一方分柒斗二升

同 斗轉分 伍斗伍升 斗別金壹

一方分二斗七升五合

Ⅹ 一 拾壹石陸斗參升陸合

一方分五石八斗一升八合

Ｂ 已上重膳十六名分米伯參拾捌石捌斗式并式合

一方分陸拾玖石肆斗壹并壹合

Ｃ 惣合式伯肆拾玖石式斗肆升陸合内

★ 一方分伯式拾肆石陸斗式并參合

一 陸分省略

Ｄ 殘壹米式伯式拾柒石捌升柒合陸勺

一方分百十三石五斗四升二合八勺

給斗五分一 未實人別三百又 一合八兩肆重

以下、「夏麥事」、「豆事」、「粟・蕎麥事」等 省略

右 取用狀注進之時、毎度不及御定之間、庄廢之懸、

遠[○]年、令發糞數、依之、去正月廿四日評定、被定毎年

實働之規式、仍為較合、以員和與糞帳、所作目録也、

向後雖一事、不可違此旨之狀、如件 此等實働狀者、可出願之

永和二丙辰五月 日 公文 田良 (花押)

(還暦)

年 野權律師 (花押) 給主代祐尊 (花押)

阿國梨 (花押) 給主代 供秀 (花押)

○(紙雜目録)とに「学衆方年貢覽紹(供僧方年貢)の花押が据えられている」

出典 相生市史 1992, 392-396

た重藤名等を合わせて総額 249 石余とみなされ、供僧・学衆でそれを二分した 124 石 6 斗余が、それぞれに収納を予定される額として確認されたのである。こうして基準となる数値が確定されると、それ以後の散用状はその数値に基づいて作成されることになる（下線引用者、馬田 1996, 11）という。

すなわち、矢野荘の米年貢は、アの公田分、イの重藤并十六名分、さらにウの公文雑免年貢の三者から構成される。具体的に公田分（ア）からみると、97 石 7 斗 2 升 3 合が本年貢であり、それに交分（実質は付加税）¹¹ の 12 石 7 斗 1 合加えた A の 110 石 4 斗 2 升 4 合が公田分の年貢となる。重藤并十六名分（イ）についても、同様に本年貢と交分を加えて x の 127 石 1 斗 8 升 6 合が、公文雑免年貢は、y の 11 石 6 斗 3 升 6 合として計算される。但し、前述のようにウは、かつてイに含まれていたため、x と y は合計され、B の 138 石 8 斗 2 升 2 合として算出されている。これら A と B の合計額 C、すなわち 249 石 2 斗 4 升 6 合が、予定年貢額（基準となる数値）である。この基準値（C）から検注以後の河成^{かわなり}や、大避神社への上分米、天満宮での流鍋馬^{やぶさめ}などの費用、「除分」を差し引いた 227 石 8 升 7 合 6 勺（D）が年貢収入となる。

なお、重藤并十六名分と、公文雑免年貢については、交分の他に、「同斗増分」というものが加算されている。これはあくまで推測で間違っているかもしれないが、交分（付加税）の上乗せではなからうか。なぜなら公田と、重藤并十六名・公文雑免の田地のランク（田品）を比べた場合、後者の方が高い。したがって、前者の交分が石別一斗三升定であるのに対して、後者のそれは、石別一斗五升定であり、それに伴い斗別五合の累進的課税的な賦課がされているのではなからうか。

この米年貢以外の夏麦や大豆、粟、蕎麦等の年貢についても同じ方法で計算がなされる。この他、現物で納める粟（生粟・搗栗）・麻苧、銭で納める北山地子・公事銭、矢野荘で作り出された様々なものが東寺のもとへ集められることになっていた（以上、相生市史 1986, 154-155 を参考）。

なお、「一方分」とあるのは、その前の数値（矢野荘全体のもの）を二分し

たもので、供僧方・学衆方それぞれの分である。前述したように、矢野荘は供僧・学衆が共同して支配するところとされた。このことは、年貢・公事以下の取り立ては全体で一括して行うこと、その結果得た収入を二分すること、供僧・学衆がそれぞれ二分された一方をとること。供僧・学衆が共同して収納を行うが、下地そのものは双方に分割する、という支配の原則は、目録には「一方分」として表示された（相生市史 1986, 155）。

確認であるが、馬田が述べたように、この「目録」は「収納のモデル」であり、以後作成される散用状の原型といえるものである。したがって散用状と同じ様式である。しかしながら、基準値は (D) ではなく、(C) である。(C) から差し引かれるところの費用である「除分」は年によって変わってくるものであり、あくまでその荘園の正常な生産額（会計学的に考えると収益力か）を基準とするの考えであろう。(C) の半分、すなわち「一方分」が、前節で馬田が述べた「予定されている額を二分」したものである。その値が供僧方・学衆方の各散用状に転記されるのである。散用状は、そこからスタートする。

2.2.2 散用状と未進徴符について

それでは、いよいよ散用状の検討には入るわけであるが、その前に馬田が参考としたと思われる黒川直則の散用状についての見解を示したい。その方が、散用状を理解する手助けとなると考える。黒川によると、散用状は荘官が、その年の年貢や公事の収納状況を報告する目的で作成する文書である。したがって、年貢が完納されれば、きわめて簡単な形式のものとなる性質のものである。しかし、実際には年貢の未進もあれば、荒田も生ずるし、年貢の減免要求がなされることもあれば、種々の経費が差引かれることもあって複雑な内容となっているのである。ある意味では、散用状は一荘園の一年間の政治史の反映でもあるのである（下線引用者、黒川 1981, 288）と、述べている。

次に掲げる図表 2 が、「目録」を作成した翌年にあたる永和三年（1377）分の学衆方の散用状、「東寺御領矢野庄学衆御方永和三年散用状事」である。た

だし、末尾を見ても分かるように、この散用状が作成されたのは三年後の康暦二年（1380）四月である。これは、惣荘一揆¹²ためである¹³。しかしながら、内容的には永和三年分と考えて間違いのないものと思われる。また、矢野庄の散用状は、代官、公文、^{たどころ}田所が作成し署判することになっていたが、永和三年の所務については、代官・公文を兼ねていた祐尊が係わることができなかった。田所家久だけが署判を加えているのはそのためである（相生市史 1986, 160）と、馬田は述べている。なお、田所は主として年貢の取り立てに携わるものであり、公文が本来その荘園に関する文書を管理・伝達するものである（相生市史 1986, 160）。

さて青木貴史によると、散用状に記載される品目は、米・夏麦・大豆・雑穀（粟・蕎麦）・粟・北山地子・公事銭の7つであり、各品目ではさまざまな項目が立てられて散用が行われる。項目は品目によって若干の違いがあるが、ほとんど共通している。その内容を品目の一つである米を事例にしてまとめてみると、「合」、「除分」、「国下用」、「庄未進」、「所済」の五つになる（青木貴 2018, 22）、としている。この図表 2 も（大豆・北山地子・公事銭は省略したが）、青木の述べる様式で間違いのないと考えられる。

この図表 2 の計算構造を分析したものが図表 3 である。まず、印の「合」124 石 6 斗 2 升 3 合は、「目録」より転記された「予定されている額を 2 分の 1」、すなわち学衆方の年貢収入の基準値である。この額について青木は、徴収される年貢の総額である（青木貴 2018, 22）、と述べている。馬田によると、ここから通常の「除分」（年々河成¹⁴・庄立用¹⁵）と、永和年間に入ってから河成として、6 斗 3 升 1 合、合わせて 11 石 7 斗 1 升 2 勺が差引かれるので、収入予定額は残りの 112 石 9 斗 1 升 2 合 8 勺（図 3 中 ）となる（相生市史 1986, 160）。なお、この工「除分」について、青木は「さまざまな理由によって『合』から差し引かれるものである」（青木貴 2018, 22）としている。筆者は、井料（用水路などの整備）などの通常、荘園を維持するために発生する費用も含まれるのではないかと考える。ここからさらに、現地で必要とされる様々な経費

室町期の東寺における荘園と寺院の会計

図表2 東寺御領矢野庄学衆御方永和三年散用状事

「目録」より転記し、「予定されている額を2分の1」

(備忘録)
「本延三年御用状 應仁二年四月廿五日 田所進之」

注進 東寺御領矢野庄学衆御方永和三年散用状事

★ 合の武給御用状武弁参合

一 餘

① 玖石武弁陸弁奉勺 年々同成 如先々

② 貳石武弁 永同成

③ 肆石武弁参合 同三同成

④ 壹石武弁参合 庄立用

⑤ ④已上惣武弁参合武弁

⑥ 残伯供玖石武弁参合内

★ 国用

⑦ 壹石武弁合 代十石五文 十月十日 宝林寺役夜安時、力奉雜事

⑧ 一石武弁 代百石五文 前部上人権從者雜事 十月十日

⑨ 一石武弁 代百石五文 重部郷向人権從者雜事

⑩ 三石 代百石五文 同部郷向人権從者雜事

⑪ 一石武弁 代百石五文 高麗上人権從者雜事

⑫ 三石武弁 同合六人、馬二匹物 夫權從者雜事

⑬ 一石武弁 代百石五文 高麗人向時、送儀使雜事

⑭ 已上壹石武弁参合

⑮ 至十一石四石六石八石内

ウ 所落

a 十九石武弁 代十石五文 永和三年十二月十日京進

b 七石武弁 代六石五文 同共所送 御用立別 十一石五文

c 十四石武弁 代十石五文 同共所送 御用立別 十一石五文

d 七石武弁 代六石五文 同共所送 御用立別 十一石五文

e 七石武弁 代六石五文 同共所送 御用立別 十一石五文

(返懸)

f 二石武弁 代五石五文 同共所送 御用立別 十一石五文

g 四石武弁 代四石五文 同共所送 御用立別 十一石五文

h 一石武弁 代五石五文 同共所送 御用立別 十一石五文

i 七石武弁 七石二合 代六石六石五文 同四年三月廿四日京進

j 三石武弁 代三石五文 同共所送 御用立別 十一石五文

k 四石武弁 土御院後七 庄立用

l 已上五石五石五石八石八石八石

m 錢五石五石五石五石八石八石

n 四石七石七石五石 學衆方御用立別 御用立別 十一石五文

o 總合十九石九石三石六石二石内

p 廿六石三石三石九石六石 莊奉進 御用立別 十一石五文

q 二十一石六石 庄奉進

一 夏散用事

合十三石二石三石三石合内

武弁三石三石合勺 庄立用

五石 代十石五文 六月廿日京進

三石七石五石合 代五石五文 同共所送

一石三石五石 代五石五文 同共所送

四石二石二石合 代六石六石五文 同在庄下京來

已上七石三石三石合

三石九石九石六石合 庄奉進

(以下、大豆散用事、御公事御用散用事 北山地子所送事 略)

一 雜散用事

合三石九石三石合 庄奉進

右 願共 御供

康應二年四月 日 田所家久(花押)

図表 3 東寺御領矢野庄学衆御方永和三年散用状事（計算構造）

（単位 石）

	石高	備 考
	124.6230	「目録」より転記、「予定されている額を2分の1」
工 (除)	9.2607	
	0.2200	
	0.4110	
	1.8185	
	11.7102	= ~
	112.9128	= - 収入予定額
オ (国下用)	0.1020	
	0.1800	
	0.2100	
	0.3000	
	0.1500	
	0.3600	
	0.1500	
	1.4520	= ~
	111.4608	= - 実際の学衆方の収入額（年貢）
カ (所済)	a 19.2000	
	b 0.7200	
	c 14.4000	
	d 0.7200	
	e 7.2000	
	f 0.2700	
	g 4.8000	
	h 0.1800	
	i 7.2720	
	j 0.3600	
	k 0.4800	
	l 55.6020	I = a ~ k
	m 55.8588	m = - I
	n 4.0775	
o 59.9363	o = m + n 実際の年貢納入額	
p 28.3356		
q 31.6007	q = o - p 年貢の未納（未進）分	

が差引かれることとなる。ここでは、オ「^{くにげよう}国下用」と呼ばれる守護（国は守護方を意味する）に関わる経費が差引かれているが、守護方との交渉に要した費用、守護からの課役がその主な内容である¹⁶。結局、1石4斗5升2合の国下用を差し引いて、残る111石4斗6升8勺が実際の学衆方の収入額（図3中）となる（相生市史1986, 160を参考）。

黒川直則は、この「国下用」について、惣荘一揆の展開している最中にも守護方の夫役が課され、これに応じていることも明らかになる。この年に来朝し

た高麗使節の上洛・下向に沿道の荘園から人夫が徴発された事情を伝える唯一の史料でもある（黒川 1981, 288）と、指摘している。

さて、最後の力「所済」が、年貢の納入状況である（相生市史 1986, 160）。「年貢の納入に係わる事柄が・済んだ・所」といったところであろうか。青木は、領主の収入となる部分であり、給主得分¹⁷と所済分の二つに分かれる。給主得分は学衆・供僧の中から任命される給主にたいする得分であり、所済の5分の1が計上される（ここでは、先給主分と自名分が合計されているので分からない=引用者）。所済分は寺家の収入となる部分である（青木貴 2018, 23）と説明している。

図表 2 に戻り力「所済」を見ると、永和三年十二月十九日に京都に第一回目の年貢を送った (a) を皮切りに、以後 5 回 (c、e、f¹⁸、g、i) 京進しているのが分かり、それに付随して運送に携わった人夫の費用も同時に支出されていることが分かる (b、d、f、h、j)。なお、年貢は見てのように米を和市¹⁹で売却して銭で納めるという代銭納が行われていた。この京へ送られた年貢が、法会や諸行事の実施に関する経費として使われるわけである。そして、「1 はじめに」で阿諏訪が指摘した法会や諸行事の実施に関する収支決算のための「寺内算用状」が実務担当者によって作成されることとなる（阿諏訪 2003, 8）。この点については、次章で考察する。

ところで、図表 3 に戻ると、最後尾 q に 31 石 6 斗の庄未進（現地での未納分）が表示されている。これは、「目録」より転記された「予定されている学衆方の年貢収入額」を基準値としているので、この額よりも実際の年貢納入額が少なければ庄未進が出るのは当然といえば当然である。同様の庄未進は、夏麦についても、また大豆や公事銭についても、さらに北山地子や雑穀（粟・蕎麦）においてもみられる（相生市史 1986, 161）。この「庄未進」は、負債である。したがって、この散用状という名の年貢決算報告書中に負債も同時に表示されるということになる。

なお、この庄未進については、散用状とは別に、「未進徴符」（図表 4）とい

図表 4 注進 矢野庄学衆御方永和三年御年貢未進徴符事

(簡要書)
「永和三年未進徴符 田所住進」

注進 矢野庄学衆御方永和三年御年貢未進徴符事

合	貞次	八斗四升七合	西藤
	二斗八升二合	一石四斗一升	延時
	四斗一升二合	二石一斗四合六勺	国延
	四斗九升四合	種次	九斗一升九合
	一石七斗八升	是貞	恒末
	九斗二升一合	權二郎	一石一斗九升七合九勺末行
	四斗五合	吉真	一石二斗
	七斗一升二合	有光	三斗三升
	四斗七合	重行	一石一斗四升八合
	三斗九升一合	近守	七升九合
	八斗七升九合	末末	宗正
	巴上	十五石九斗五升一合	
	同交分	二石七升一合	
	重藤分		
	(以下、九行省略)		
◎	公田・重藤都合	三十二石一斗一升四合三勺	
	(以下、先給主納分裏 上總法眼自名分 略)		

右、散用状、如件、
康暦二年四月 日
田所家久(花押)

出典 相生市史 1992, 426-428

うものが作られる²⁰。馬田によると、この未進徴符というものには、本年貢の他、大豆・公事銭の未納者・未納額が、^{みょう}名ごとに書き上げられている²¹。年貢などを未納したならば、耕作権を没収されても仕方ない。けれども未進徴符に書き上げられたならば、未納分を納めてしまうまでは、耕作権を没収されることはない。未納分をかかえる人々にとっては、耕作地を確保しておくためにも、未進徴符に書き上げてもらう必要があったのである²² (相生市史 1986, 162)。

それでは、この庄未進はどのように処理されるのであろうか。当然、次年度の納入分で決済されることになるが、散用状上どのように表示されたのであろうか。明德三年(1392)の学衆方散用状(「注進 東寺御領矢野庄学衆御方 明德参年 御年貢・雑穀等散用状事」(相生市史 1992, 572-577))で考えてみたい。簡単に説明すると、一行目に「合」として、「目録」より転記された年貢収入の基準値、118.805石²³があり、そこから「除」分の12.8568石が差し引かれ、さらに「斗追加分²⁴」2.8225石を加えた108.7707石が明德三年の年貢収入である。それに明德二年の庄未進10.482石(去年未進=引用者)を加えた119.2527石が、明德三年の収入予定額となる。この額から明德三年(今年)

の庄未進 9.1238 石（庄名未進 5.0123 石 + 乙王名未進分 4.1115 石）を差し引いた 110.1298 石が、明德三年の収入となる（太字注引用者、相生市史 1986, 162 参考）。そこから「国下用事」が差引かれるという様式となっている。図表 2 の散用状と比べると、基準値から「除」分を差し引いた後に去年未進を加えていることが特徴である。

いずれにしても矢野庄の散用状は、基準額、庄園そのものに係わる費用である「除」分、守護に係する費用である「国下用」、そして寺家の収入である「所済」分に区分される様式であるといえる。

2.2.3 未進年貢散用状について

矢野庄では、永和三年四月までは未進徴符とは別に「未進年貢散用状」というものが作成されていた。これについては、青木貴史の研究がある。青木によると、未進年貢散用状は年貢散用状に計上された「庄未進」に対する決算書であるという。年貢散用状に計上された庄未進は年貢散用状が寺家に提出された後、未進徴符に基づいて催促される。そして、その結果は未進年貢散用状にまとめられ、翌年度の年貢散用状とともに寺家へ提出される。年貢散用状に計上された庄未進に対しても散用状が作成されて決算がなされるため、翌年度の年貢散用状に前年の庄未進が計上されることはない。庄未進は、年貢散用状と未進年貢散用状によって別々に決算がなされているため、それぞれの散用状に計上される庄未進は該当の散用状が示す年度の未進額と一致する（下線引用者、青木 2018, 21-25）。つまり未進年貢散用状は、単年度決算である。

図表 5 が永和三年四月の日付を持つ未進年貢散用状である。家久と祐尊の署名（花押）が記されている。この時は未だ祐尊は解任されていないとみえる。図表 5 の未進年貢散用状中の未進額 12.2 石は、前々年（永和元年）のものである。その未進額が、永和二年十二月の京進とその運送人夫賃、給主分、遂可致沙汰候として処理されている。イメージ的には、利益処分計算書や損失処理計算書を連想させるものがある。これと同じ日付、署名を持つ年貢散用状も当然

同時に作成されている。17.1814石の庄未進がみえる（相生市史 1992, 401）。前述のように、この未進額は翌永和四年作成の未進年貢散用状で決算処理されるはずである。

しかしながら、未進年貢散用状は、前掲の永和三年四月を最後として以後に作成されなくなった。その理由として青木は、康暦二年に新しく代官に補任された明済が庄務を開始したこと、前述の祐尊が解任された惣荘一揆の2点を挙げる。青木は次のように指摘している。永和三年から康暦元年まで三年間は、永和三年に発生した噺訴による混乱によって庄務が円滑に行われない時期であった。各年度の年貢の収納に関しては、百姓に直納を命じたり、臨時の政所を設定したりすることによって実施することができたが、収納の過程で生じた庄未進は翌年に催促できなかった。前述の「去年未進」は庄未進の催促ができなかった永和二年から康暦元年までの四年間の庄未進を回収するために生み出されたものであった。未進催促が四年もの間なされなかったことにより庄未進が累積し、結果として名主対して直ぐに支払いを求めることができない額へと膨らんでしまった。そこで、従来一年ごとに決算していた庄未進の決算を年貢収納の決算と一体化させることによって、累積した膨大な庄未進を翌年以降に名主へ返済させることにしたのである。おそらく新しく就任した明済が庄未進の回収をもくろむ寺家のために実現可能な形式を生み出したのであろう（下線引用者、青木 2018, 28-29）と分析している。

2.2.4 未進の処理について

以上、庄未進の処理について、未進徴符による方式と、未進年貢散用状を作成する方式の二つがあった。歴史的には、方式から方式に移行した。

図表 5 請加 去と永和元御年貢未進并細と物散用状事

一請加 去と永和元御年貢未進并細と物散用状事
合七石二斗内
八石一斗 代五貫文 去年十月廿二日京進
四斗八升六合 代三百文 同夫用途
一石四斗四升 給主分
一石一斗七升四合 代七百二十五文 遂可致沙汰候、
已上十二石二斗
一夏委散用状事
（以下、大豆事、北山錢未進事、公事錢未進事、略）
有 去と永和元年未進散用状、如件
永和三年四月 日 家久（花押）
祐尊（花押）

出典 相生市史 1992, 404-405

青木はその理由を一揆の混乱により未進の処理が滞ったことに求めている。そうすることによって、従来、散用状を作るための決算と、未進年貢散用状を作るための決算の二本立てであったものが一本化した。また、後者の場合も百姓等に未進分を認識させるために未進徴符は作成されていたので（注 17 参照）、未進年貢散用状作成の手間が省けるのであろう。

青木は歴史の研究者であり、青木の説を否定するつもりは毛頭ない。また、歴史的にも の方式 の方式に変化したのも事実であろう。ただ、会計学的に考えるとどちらの方式が良いのだろうか。その点の若干の考察を試みたい。確かに に移行化したことによって、事務的には合理化したと考えられる。もちろんそれは実際の年貢の収納を考えた場合、前年の未進額を翌年の年貢で賄うのは当然であるし、現物の流れにも対応する。しかしながら、 の方式で行った場合、散用状において、基準値に未進額を加算する。基準値はあくまでも検注の結果から導き出された標準であり、未進額は前年の実際の未納額である。いわば性格（属性）の違う数値を散用状上で加算することとなるわけである。それなら未進年貢散用状の中で、「今年未進」と区別し、「去年未進」とか「去々年未進」と表示する方が、何年にどれだけの未進があったのかも分かる。そして未進額を、先入先出法でもって処理したりした分を該当年の未進額から差し引く方式の方が対応関係から考えて妥当ではなからうか。さらにいうなら、未進徴符も付属明細表として上申すれば明瞭性の原則に適うのではなからうか。

2.3 中世荘園の散用状と決算報告について

以上、ここまで矢野荘における散用状を中心とした会計報告書についてみてきた。「目録」より転記された基準値を用いて未進額を計算し、その処理のために未進徴符や、未進年貢散用状を作成したことなど、それ以前の我国の決算報告制度に見られなかったものではないかと思われる。古代における初期荘園「東大寺越前國桑原庄」の決算報告書には見られなかった。つまり決算報告制

度が進化したと考えてもいいのではなかろうか。そして、この未進額を表示する散用状は東寺の他の荘園でも見ることができる。それが証拠に、次に掲げる島田次郎の散用状の定義からいえる。島田は、算用状は、散用状とも記し、また結解状ともいう。一年間の年貢・公事について、収納すべき基準量と、損免(水損・日損・風損などの損害分)、荒不作分(永荒・年荒などの当初から作付しない分)、および井料(用排水の経費)、現地社寺料田分などの控除分をあげ、総額から以上の控除分を差引き、さらに現納分と未進分を区別して記す、いわば年貢以下収納の決算書である(太字・傍点引用者、島田1981, 179)と、定義している。中世荘園に精通した島田が散用状を定義する中で、「現納分と未進分を区別して記す」としているのであるから、それだけこの方式が普及していたことの証拠ではなかろうか。

ところで、「未進」というのは散用状を提出する荘園現地の側、すなわち耕作する百姓等(農民)から見た場合には前述したように負債である。しかしながら、荘園の所有者は領主であり、散用状は領主から派遣された代官が領主のために作成し領主に提出する。したがって、散用状を提出させる領主の側から見れば「未進」は「貸付」すなわち債権である。だから未進は、未進徴符に基づいて催促されるのである。このような観点に立てば、「未進徴符」は個人別の債権を表示した一種の附属明細表といえるものである。「貸付」については、古代より「出拳帳」という稲の貸付簿が丹念に付けられてきたのであり、天平勝宝二年(750)の銭の貸し付け簿も現存する(田中孝2014, 123)。また記録上我国最古の商業帳簿であるとされてきた「土倉帳」は、質屋の台帳(債権簿)であった。こうした流れから散用状に未進額を表示したり、未進徴符を作成したりするようになってくるのは当然ではなかろうか。

さらに現代の会計学と照らしていうなら、「目録」より転記された「基準値」というものは、科学的に計算されたものではないにしても原価計算でいうところの「標準」と見なせないだろうか。

次に、散用状を作成するための台帳の存在についてである。矢野荘の散用状

は、基準額、庄園そのものに係わる費用である「除」分、守護に關係する費用である「国下用」、そして寺家の収入である「所済」分に区分される様式であった。この事に関係すると思われる事柄として、伊藤俊一は「国下用帳」なるものの存在を指摘している。伊藤によると、同じ東寺領荘園の丹波国大山荘では、従来『代官』の職務であった「国下用帳」の作成が、応永25年分以降は百姓の手によって行われるようになった（伊藤俊1993, 47）としている。伊藤の指摘する百姓が作成したという「国下用帳」は、「大山庄百姓人夫役請文」、「丹波国東寺御領大山庄 応永廿五同廿六 守護夫入目日数帳」同催促使日記、「守護方日記」、「御代官御入部注 夫」、「日役日記」の5点である（傍点引用者、兵庫県史1991, 323-325）。この他にも散用状を作成している当時の代官、中西重行作成の「守護方日記」なるものもみられる（傍点引用者、兵庫県史1991, 322-323）。これらの「国下用帳」は、散用状を作成するための台帳として機能したのであろう。そして、この事柄は同じ東寺領の矢野荘においても散用状作成のための台帳があったことを示唆するものである。さらにいえることは、「国下用帳」の多くは「日記」という名称が付されているということである。筆者はかつて、拙著においての中世荘園の決算報告書が、日記帳から作成されていた（田中孝2014, 159-184）という見解を示した。「国下用帳」もそのことを裏付けるものであるといえよう。

本来なら東寺領における他の荘園の散用状²⁵についても考察し比較検討をおこなわなければならないのであるが、紙面の都合もあり、次章では荘園から年貢を納入される側の領主の側である東寺そのものの会計、すなわち、阿諏訪が指摘した「寺内算用状」についての検討を進めていきたいと思う。

3 東寺における寺内算用状について

佐々木銀弥は、中世荘園領主の典型といわれる東寺においては、その荘園支配の内部構造は、学衆方、供僧方に分かれていた（佐々木銀1981, 237）、と

述べている。この点は前章で見たとおりである。さらに佐々木は、寺内の経済生活の運営は、さらに細分化された諸部門毎に行われていた。東寺には、各部門の独立採算に近い寺内経済の運営に関する収支決算書が、多く残されている。室町時代、東寺の内部では造営方、浮足方、御成方、湯方、光明講方、五方等がそれぞれの目的と役割によって分立し、独立的な経済を営んでいたのである(太字引用者、佐々木銀 1981, 237)、と続けている²⁶。

また、橋本初子によると、寺内の経済組織別の収支決算をした、五方算用状、浮足方算用状、造営方算用状、仏事方算用状は、領家東寺が庄園から送られてきた年貢・公事を寺内運営に資する場合の経済構造を把握できるいわゆる帳簿型の文書である(太字引用者、橋本初 1986, 83)としている。

そこで、これら東寺における「方」の算用状(すなわちそれが「寺内算用状」であろう)について先行研究を足掛かりとして検討していきたい。

3.1 五方算用状とその周辺

3.1.1 五方算用状について

嚆矢かどうかは断定できないものの早いものとして、佐々木銀弥による「五方」の研究がある。佐々木によると、五方は時の将軍、三管四職家にあたる細川・山名・斯波氏等有力守護大名、松田・清・飯尾等幕府奉行に対する礼銭・進物、土一揆対策、棟別銭・地口銭徴収に尽力してくれた人々に対する礼銭等、主に幕府関係を中心とした、寺外との、いわば渉外担当を主要な役割とした、東寺の渉外部門²⁷で、しかもそれは固有の独立組織ではなく、寺内各部門から選出された代表によって構成された寄合組織と推定される(下線引用者、佐々木銀 1981, 237-238)としている。そして、こうした寄合組織であるだけに、五方はその独自の経済基盤、すなわち五方固有の庄園・所領は存在しなかったようである。その主な財源は、供僧方・学衆方の支配下に属する矢野荘から貢納される年貢の一部が提供されたり、五方としてとくに指定された庄園、すなわち久世・植松・新見・三村荘、周防国兼行名、女御田、柳原等からの年貢の

一部が、五方の経費に充てられていた（傍点引用者、佐々木銀 1981, 238）と述べている。

佐々木の研究を先行研究として参考とした論文を書いたのが岡田智行である。岡田によると、応永二十八年（1421）の「廿一口方注文」において、「廿一口方」の名の下に五方の収支を扱った文書（「五方注文」）と他の寺僧組織の借入金をも扱った文書（「寺家借物」）が一括されている。これは、廿一口方が五方以下の借入金のやり取り管理していたことを示すものと考えられる。永正元年（1504）分の五方算用状の奥上には、「廿一口方借錢注文」として、公文および公文所が仲介した借書七通の目録がある。公文（所）・供僧が仲介する寺外の高利貸からの借入金は「廿一口方借錢」として扱われたのではあるまいか。そしてその注文が五方算用状と結びついたのである。五方は廿一口方の分化した組織であったと指摘している（下線引用者、岡田智 1982, 104）。

また岡田は、東寺五方固有の荘園・所領と関連して、「五方」の意味について次のように述べている。

「『五方』は特定の庄園からの寺納分の一部を割いたものである。享徳年間までは久世庄（山城国）・新見庄（備中国）・植松庄（山城国）・三村庄（近江国）・矢野庄（播磨国）の五つが『五方』を構成していたと考える。康正年間以後、矢野庄が抜け、女御田（山城国）が加わっている。（『五方』に五つの庄園が一時に全部顔をそろえるという例は残っていない。植松庄・女御田・久世庄が中心になっている）」（岡田智 1982, 97）。

五方の意味が分かったところで、「五方算用状」について見てみたい。図表 6 が文安二年（1446）分の五方算用状（決算は翌文安三年（1446）二月）の一部（先頭の部分と後の部分）である。また、図表 7 は、五方算用状の構造を示したものである。両者を比較しながら見てほしい。

図を見て分かるように、五方の収入は、まず「五方」からのもの（X）、「十分一」から（Y）、「借用」（a～d）からなる。A がその収入の合計額となる。「五方」については、前述の五方の名称にもなった荘園からのものである。こ

の年は、久世庄と、植松庄からの拠出である。おそらく十貫文ずつであろう。「十分一」について佐々木は、「五方の最大の収入をなしていた『十分一』とは、これまたその内容は明らかではないが、上久世荘年貢や柳原地子等、特定の荘園・所領・敷地から貢納された寺納年貢の十分の一が、五方財源として供出された分を称したように思われる」（佐々木銀 1981, 238）と述べている。また、阿諏訪青美は、「十分一」は五方収入の約 40% から 50% を占めその中心をなしており、「五方算用状」とは別に「十分一方算用状」というものも存在した（阿諏訪 2003, 9）している。文安弐年五月廿七日から同三年二月十日までの「十分一方算用状」（東寺百合文書タ函 121 号の三番目、以下東寺百合文書については「函号」のみを記載）の最後から二行目には、(Y) と同じ「定残捌拾壹貫四十六文」とあり、時期的にも一致するので、それから振替られたものであろう。その振替がもつとはっきり分かるのが、一期前の朱書きで末尾に「文安弐年十二月十六日算合了」とある「十分一方算用状」（タ函 121 号の二番目）である。最後から二行目には、同じく朱書きで「五方散用加之了」とある。さらにもう一期前の末尾に「文安元年散用可入了」と書かれている算用状（タ函 121 号の一番目）には、「五方散用入了」とある。これらは十分一方算用状から五方算用状への振替が行われた明らかな証拠である。「十分一方算用状」については後述する。

また、第三の収入である「借用」については、下部に書かれているのが借り入れをした日付である。資金が枯渇してくると新たな借り入れを行っていたようである。これについても後述する。ただ、通常土倉などの借入先が明示されるがそれがない。岡田智行によると、借入先を明記しない借用金は、供僧・公文（所）が仲介をして寺外の高利貸から借り入れてくる例が存在した（岡田智 1982, 102）としているので、その類ではなからうか。

次に支出額が続く。二月から月別に分けて記載されている。まず、丹波國山名持豊とは有力守護大名であり、後に応仁の乱の西軍の総大将になる山名宗全である。宗全への礼物ということになる。次の「杉原」は、中世において公文

書など最も幅広く用いられた「杉原紙」のことであろう²⁸。御教書²⁹を書く紙を購入したということである。また、乗眞と、正願の二人の僧が見回りか何かのために矢野庄へ下った際の粮物³⁰、つまり食料代も支出されている。出張旅費といったところであろうか。いずれにしても、これら二月分の支出の合計額がである。以下省略したが、同じ形式で三月分の支出の合計が、四月分の合計が、五月分 というふうに十二月分まで続く。とりあえずそこまでの支出の合計（～）Bが出される。

そしてその次の「一、御返弁方」というのは、以前借りた借入金（a～d）の返済と、その利平（利子）の支払い額がくる。なお、四文字、五文字とあるのは、月利が単利で4パーセントと5パーセントということである。借金の返済額と利息の支払額を合わせたものがCである。そして一月（正月）分の支出が続く。後述するがこれらの支出は、時系列的に書かれている。ではなぜ、十二月分の後に借金の返済がくるのか。このことについて岡田智行は、「算用状の支出項目をみていくと、正月十七日付のものは十一月、五月二日以降のものは十二月に返済されている。各庄園からの東寺への貢租収納時期は秋から冬それも十二月中には納入されることが多い。したがって『五方』・『十分一』の五方への配分があるのはこの時期か、これ以後ということになる。つまり一年を区切ってみると、五方の運営は春先から夏にかけて借入金でまかない、秋以後は貢租収入に接続するという方法なのである。借入金の返済が十一月、十二月に集中していることもこれを裏づける」（岡田智 1982, 101）と述べている。岡田のいうように、秋になり収穫があり年貢が納入され借入金を返済できたのが十一月、十二月であったので、十二月分と正月分の支出の間に借入金の返済Cが書かれているのであろう。なお、借入れの時期についても、岡田の指摘の通り借入れたお金が無くなってくると新たな借り入れを行っている。

Dが、総支出額、すなわちBとCとを合計したものがDである。以上で支出に関係することは終わりである。

次に収入の記載になる。まず、先頭部で算出された収入の合計額Aをもう一

室町期の東寺における荘園と寺院の会計

図表 8 五方算用状 文安貳年分 (計算構造)

(単位 貫)

		費高	計算	備考
収 入	X	20.000		
	Y	81.046		
	a	20.000		
	b	20.000		
	c	10.000		
	d	30.000		
収入合計	A		181.046	収入の合計 (X ~ d)
支 出		7.750		
		1.896		
		10.647		
		2.180		
		8.470		
		2.688		
		6.419		
		31.542		
		5.390		
		2.600		
	29.321			
支 出	B		108.903	2月から12月までの支出合計 (~)
	C	123.500		abcdの借入金を利息と共に返済した額の合計
		16.705		
支出合計	D		249.108	当年度の支出合計 (D = B + A +)
収 入	A	181.046		算用状先頭部の収入の合計 (X ~ d) を移記
	Z	19.326		浮足方算用状から残高を転記
収入合計	E		200.372	当年度の収入合計 (E = A + Z)
差 額	F		- 48.736	当年度の収支差額 (F = E - D)

度記載し、その次にZ、浮足方算用状から残高を振り替えられた額（赤松1964, 9）を記載する。AとZの合計額がE（総収入）である。

そして、このE（総収入）からD（総支出）を差し引いたものが残高Fとなる。上記の年はマイナスとなり「不足分」となっている。この不足分については、次の行に書いてある「文安三年正月より御借物也」ということである。なお、この借用分については、次年度の文安参年分の五方算用状の「一、御返弁方」で利息とともに返済されていることが表示されている（赤松1964, 88-89）。

なお、図表6の五方算用状の金額には、朱書きで「1」合点マーク（朱合点）が付されている。これは監査をした印と思われるが、この点については後述する。

以上が文安二年分の五方算用状である。ただし違算があまりにも多いので、筆者が表計算ソフトで計算し直したものが図表 8 である。計算構造が一覧できると思われる。

ただ、一つ不明な事柄がある。それは、図表 6 中「？」マークを付した箇所である。「一、御返弁方」に、「五貫二百文 上野方寺崎 [玄雅] 方御借用 自四月、至十一月 八ヶ月分 五文字」とある。借入金については、算用状の先頭の収入の部に書かれていた a~d の四回のみである。収入の部に書かれていないものをいきなり返済しているのである。作成者の誤りであろうか。それとも先ほども述べたように前年度の赤字額を今年度の「一、御返弁方」で返済するということであろうか。ただし、前年度の欠損額は、二貫九百十一文なので合わない。計算間違いも多いので、単に収入の部に書き忘れたのかもしれないが、よく分からない。

さて、最後の部分に入る。「以上 右、御算用状、如件」とあり、作成した日付、「文安参年二月日」があり、作成者の署名と花押がくる。作成者は、公文所代³¹の乗順と清増の二人である。

次に異筆で、「同五月廿八日算合了」と、その下に覺壽以下 9 名の署名やら花押が書かれている（花押だけのものもある）。岡田智行によると、算合³²はいずれも複数の供僧が担当する。算合とは直接には収支決算の監査だと考えるが、担当供僧はたんなる会計監査役ではない。……算合を担当する供僧たちをみると、特定の寺僧組織の算合には特定の供僧の組み合わせが存在した。一人ひとりの供僧をみるなら重複している僧も存在するが、組み合わせとしては別個のものである。算用状を作成する公文も寺僧組織ごとに別個であり、算合を行う供僧たちとは一対の組合せになっていた（岡田智 1982, 103）、と指摘されている。算合を担当する供僧と、算用状の作成を担当する供僧が同じ寺僧組織に属しているのか、別の組織に属しているかについて岡田は語っていない。岡田の「一対の組合せ」という表現からは、同じ組織に属していたと受け取れる。もしそうなら現代の公認会計士の監査のように独立の第三者による監査とは意

味合いは異なるし、機能しにくい。この点については後述する。

いずれにしても、二月に算用状が完成し、会計監査（算合）が終了するのが五月二十八日なので、凡そ三カ月を要したこととなる。

以上、ここまで五方算用状について検討してきた。会計期間は約一年。書き出しは収入である。収入は、「五方」荘園からのもの、「十分一」方からのもの、そして「借用」の3つのルートからである。「十分一」の金額は、「十分一方算用状」から転記されたものである。その次に支出が書かれる。二月から月別に順次書かれる。十二月の後には、借入金の返済と利息の支払いが書かれ、再び一月の支出が書かれる。その後、支出の合計がなされ、収入の合計との差額で差引残高が計算される。収入は先頭部分の3つのルートからの合計に、「浮足方算用状」の残高の転記も加算される。すなわち、最初に収入を書き、その後に支出を時系列的に記載していくという様式である。またこれらの項目や金額は、台帳あるいはメモがありそこから書き写されたものと考えられる。前述したように、図表6の五方算用状に付された朱合點は、監査（算合）の時に台帳が何かと照合したといういわゆるチェックであると思われる。江戸時代の帳合にもよく見られるもので、我国古代の貸付簿、さらにはシルクロード要衝のトルファンや敦煌の出土文書にもみられるものである（田中孝2014、「第七章 和式簿記の源流について」）。したがって、照合するための何か、つまり算用状作成のもととなる台帳乃至メモが存在したはずである。筆者は拙著（田中孝2014、「第六章 日記と和式簿記について」）において「日記」から算（散）用状が作成されている事例を紹介しそのことを指摘した。蓋し、この五方算用状の台帳乃至メモも、「日記」と呼ばれたものではなからうか³³。

さらに、このような五方算用状の（収入がきて、その後に月別の支出書いていくという）様式は、寛正三年（1462）八月日の御成方算用状（夕函167号）と同じ様式である。前述したように、五方は東寺の渉外部門であり、御成方も対象は將軍に限定されているが、どちらも接待に関係しており同じ性格の部門であることには変わりないので、同じ様式を取っているのではなからうか³⁴。

それでは次に五方算用状に残高を振り替えたところの、十分一方算用状と、浮足方算用状について考察してみたい。

3.1.2 十分一方算用状について

十分一方算用状については、阿諏訪青美の研究（阿諏訪 2003）がある。算用状について考察する前に、十分一方について考えたい。阿諏訪は、『廿一口方供僧評定引付』、永享五年（1433）十二月二十八日の記事に宝菩提院の得点を「五分一方」（後の十分一方）へ納めることをめぐっての問題から、十分一方とは五方と同様に廿一口方のもとにある組織であるとしている。すなわち宝菩提院への下行を統括しているのは廿一口方供僧になる。彼らは東寺供僧中を代表する存在であり五方を組織しており、十分一方もまた廿一口方供僧によるものであった（下線引用者、阿諏訪 2003, 11-12）としている。

阿諏訪によると、十分一方算用状と呼ばれる文書は計八点が存在し、それぞれ複数年の算用状が纏められている。永享二年(1430)から享徳三年（1454）までの二十四年間にわたってほぼ毎年書き次がれている。当初は「諸方止足散用状」、「五分一方」と呼ばれ、十分一方算用状という名称は永享六年（1434）からである。十分一方算用状の作り方は、上段から金額・内容・日付が一筆ごとに記され、それが紙を貼り継いで長大に続いている。途中にはそこまでの一筆分の合計金額を算出した付箋や書き込みが挿入されており、末尾ではすべての一筆書の合計を計算して、返弁分・奉行得分・諸雑費等の除分を差し引いて、残金を計算している。そして算勘年月日が記入され、算勘した供僧の花押が据えてある（下線引用者、阿諏訪 2003, 9）、とのことである。

十分一方算用状の特徴は、多くの荘園の年貢算用状のように収穫後の十月から翌年の二月頃までに作成して寺家に提出するという方法を探らず、八月に始まり翌年十月までのもの、六月に始まり翌年五月までのものなど、ほぼ一年間を区切って様々な季節で纏められている（阿諏訪 2003, 9-11）。

また、宝徳三年(1451)二月六日から宝徳四年(1452)正月十四日までの十分一

方算用状（チ函 114 号）の末尾に朱記で「已上一貫百五十二文 往来_レ付落之間、今書入之」と書かれていることや、教王護國寺文書の中にある永享十二年（1440）の「五方一方等料足算用状写」（教 1237）の最初に「注文写之了」と見える。このことから、作成の前段階には「往来」「注文」と呼ばれる書付があり、その合計額が目標値に達すると該当部分を写すか裁断をして十分一方算用状を作成したと推測できる（下線引用者、阿諏訪 2003, 11）としている

一方、十分一方算用状に記される一筆ごとの金額の内容は、次の二つに大別できる。一つは東寺領荘園からの年貢諸公事等であり、上久世、新見・三村・拝師・太良などの荘園からの年貢およびその給主分、夏成・早米・麦などのさまざまな東寺への収入が何度ももわたって記されている。もう一つは寺内行われる多くの仏事の布施や法会の供料等であり、これには五月八日布施・四月九日布施など年間を通しての仏事の布施、護摩堂阿弥陀三昧・鎮守理趣三昧・毎月廿一日論議などの恒常的な法会の会料、さらには最勝光陰評定分・学衆評定分などの供僧たちへの得点が記され、これらは先ほどの項目とは逆に、寺家が支払う下行の細目である。このように十分一方算用状の一筆とは、寺家の収入細目と下行細目とがその出入の順ごとに書き継がれていたものであった（下線引用者、阿諏訪 2003, 11）。

以上、引用が長くなった。ここまでについて私見を交えて説明を付け加えていきたい。

図表 9 が宝徳四年（1452）二月六日から享徳二年（1453）二月十四日までの十分一方算用状の最初と末尾である。二月から月ごとに区分して時系列で順次書き継がれている。これは五方算用状と同じである。2

図表 9 十分一方算用状 享徳元年分

惣都合六十貳貫參百六十五文 已上享徳元年 _レ 諸費用 _レ 入 _レ 了、 同二年二月十四日 _レ 勘定 _レ 了	百八十二文 六十文 貳百文	六升	貳月十四日御布施 太良庄大豆 最勝光陰評定	貳月十四日 正月十九日 正月廿三日 当日	新見庄 取勝光陰御評定 新見庄 三村庄	貳月分 六百文 百七十九文 一貫文 二百四十文
							九日 二月十五日 二月十五日 六日

出典 京都府立 2012, 420-431
 (但し、太字は朱記)

行目は、二月六日に新見庄から六百文を受け入れた、という意味である。ただ、その金額というのが、東寺に入るお金の当初は五分の一、後には十分の一であったということである。これについて詳述は避けるが、阿諏訪は廿一方供僧の評定記録から十分一方算用状の一筆に記される金額が最初は寺家の収支の五分の一、後には十分の一、であった（下線引用者、阿諏訪 2003, 11）ことを解明している。このことは前述した佐々木の推定（佐々木銀 1981, 238）を裏づけるものである。「五分一方」とか、「十分一方算用状」という名称もそれに基づいて生れたのであろう。

それでは、十分一方算用状は誰が作成していたものであろうか。五方算用状のように作成者の署名は記されていない。阿諏訪によると、十分一方というのは、そもそも永享二年（1430）の將軍義教の東寺御成に際してかかった膨大な費用の返済を目的として設置された機関であるという。そのような十分一方において、借錢の返済の実務をこなすべく設置されたのが借物奉行であり、初代の奉行には東寺公人の乗喜が就き、銭の管理、返済や利息の計算・残金の保管などを行った。乗喜は乗南に交代（永享十一年（1439）まで）し、その後に乗順と清増の両納所が五方納所と兼務した（阿諏訪 2003, 20）とのことである。乗順と清増は、図表 6 でみた五方算用状の作成者である。すなわち、十分一方算用状と五方算用状は、同一人物（達）によって作成されていたのである。この点は、算用状の形態や監査とも関係するので後述する。

次に、十分一方算用状の形状について考える。阿諏訪は、十分一方算用状について二十四年間にわたってほぼ毎年書き次がれている指摘していた。実際の十分一方算用状を見ると、一つの十分一方算用状が終わると、少しだけ間隔をあけ、次の年の十分一方算用状が始まる。それが終わればまた次の算用状の書き出しが始まる。すなわち、「一通」、或は「一枚の紙」で完結するのではなく、紙を貼り継いで日記のように書き連ねているものである。「算用状」という名称で呼ばれているが、「算用」とは単に「計算する」という意味で使われているのではなかろうか。図表 6 の五方算用状を見ても分かるように、算

用状というものは、通常「注進」という文言で始まる上申書、すなわち決算報告書である。したがって、十分一方算用状は、決算報告書として上申するようなものではなく、五方算用状の台帳的な存在だったのではなからうか。

そこで最後に、監査に話を写す。図表6の文安二年(1446)分の五方算用状の末尾に異筆で、「同五月廿八日算合了」と、その下に覺壽以下9名の署名やら花押が書かれていた。この五方算用状の振替のもとになった文安三年五月廿七日から同三年二月十日までの「十分一方算用状」(夕函121号の三番目)の末尾には朱筆で「文安三年五月廿八日散用畢」とある。これは算合(会計監査)の終了した日付であると思われる。振替えられた側の五方算用状の算合が終了した日とである。つまりこのことは、五方算用状と十分一方算用状が一緒に監査されたことを意味すると思う。また、十分一方算用状には、五方算用状に付されていた朱合點は付されていない。これは五方算用状の監査をするために、参照される側として十分一方算用状が位置づけられていたためではなからうか。つまり、^{つきあわせ}突合³⁵が行われる帳簿であったと考えられる。

前述したように、算用状の末尾には、「文安三年五月廿八日散用畢」とか、「文安三年十二月十六日算合了」、「文安元年散用可入了」のどの監査を終了したことを示す文言が朱で書かれていた。そればかりでなく、五方算用状への振替の文言、「五方散用加之了」、「五方散用入了」も同筆の朱書きである。これらは共に監査を担当した供僧の筆によるものと思われる。また、算用状の金額に付されていた合点のも朱書きであった。さらに算用状の途中にも所々に金額の間違いや、計算間違いを訂正する朱書きも入っているが、これも同じ供僧の手によるものと考えられる。このことは算合(会計監査)の担当者にそれだけ強い権限があったということの現れではないか。岡田智行の指摘をもとに、算合を担当する供僧と、算用状の作成を担当する供僧が同じ寺僧組織のグループに属するか、別のグループに属するかについての疑問を挙げておいた。以上の事柄を加味すると、同じグループに属するより上位の位階をもつ供僧が算合を行っていたとの考えに辿りつく。五方算用状も同じような朱書きが見られると

ころから、少なくとも東寺における寺内算用状の算合に共通するのではないかと思う。

以上、十分一方算用状について検討してきた。十分一方算用状は帳簿の形式で書かれ、注進状（報告書）として作成されていたものではなかった。五方算用状と同じ人物（乗順と清増の両納所）によって作成され、一緒に監査された。五方算用状の監査に際して、関係会計帳簿的な位置づけで突合されたと考えられる。阿諏訪によると、十分一方は、永享二年度の將軍御成の借錢の返済を果たした後、五方に組み込まれた（阿諏訪 2003, 16）としている。こうした点から考えても、十分一方算用状は五方算用状の附属的な存在ではなかったかと思われる。

それでは次に、五方算用状に残高を振り替えたもう一つの算用状である浮足方算用状について考察してみたい。

3.1.3 浮足方算用状について

この振替がよく分かるのが、同年のものが残っている文安四年分の浮足方算用状と五方算用状である。両方とも乗珍と清増が文安五年（1448）五月の日付で作成し、算合（監査）終了の日付も同年十一月廿二日も一致している。その浮足方算用状の残額は、「殘五貫四十六文」と記され、その下に「有足分五^方算用^{算用}可入之。」（赤松 1964, 119）と記されている。一方、五方算用状の方にも、朱で「浮足方殘五貫四十六文立用畢」（赤松 1964, 128）と同額が記されている。なお、同五方算用状の一年間の支出は、伯陸拾七貫九百十三文であり、収入分を六貫五百九文上回っているため、浮足方算用状の振替額、五貫四十六文で補填し、「殘壹貫四百六十文過上」（赤松 1964, 128）と支出増になっている（これは計算間違いで、壹貫四百六十三文が正しい。もっとも収入の合計額自体が誤っていた。東寺の寺内算用状を見ていると計算間違いが多すぎる気がする。監査人が所々朱記で訂正しているが、それも誤りであることがある）。

図表 10 が嘉吉三年（1443）分の浮足方算用状である。浮足方算用状につい

ては、仲村研の研究（仲村研 1971）がある。仲村によると御影堂法会に関する収支決算書であるという。仲村の解説（仲村研 1971, 96-101）を参考にしながら、図表 10 を見ていきたいと思う。まず、アからキまでの 7 項目の年貢が収入である。すなわち、ア水田一町一段小、イ乾町二段、ウ御所前一段、エ清水上二段六十歩、オ五反田屋敷分、カ北山吹屋敷分、キ西山吹屋敷分³⁶であり、アの水田一町一段小なら、坊用升³⁷段別二石換算で、分米すなわち年貢米が 22 石 6 斗 6 升 6 合 6 勺 6 才、イ乾町二段は仏聖升段別三石六斗五升換算で、分米 7 石 3 斗という具合に計算される。その合計額から過去の未進分を差し引き、下行升で換算されたものが、A 残三拾八石二斗九升七合五勺（38 石 2 斗 9 升 7 合 5 勺）となる。この額から米で支給されるあ御影堂法会の支出と、い公文所給を差引いたものが、B 残貳拾捌石三斗八升七合六勺（28 石 3 斗 8 升 7 合 6 勺）である。ここまでが石高での計算で、以後銭に換算される。すなわち B を和市の下行升八升三合に百文で C 三拾四貫二百九十二文（34 貫 292 文）に銭換算する。これに、三カ所からのク加地子、貳貫六百文（2 貫 600 文）と上野庄供僧方からのケ壹貫二百十三文（1 貫 213 文）を加算したものが、D 惣都合三拾捌貫十三文（38 貫 13 文 計算違い。38 貫 105 文）である。この D は、銭で支払われるう御影堂法会関係の支出と、え廿一口御奉行分やお廿一口御評定得分などの合計、E 都合三拾五貫九十三文（35 貫 93 文）と相殺される。残額が、F 定残貳貫貳百廿八文（2 貫 228 文 計算違い。3 貫 012 文）であり、浮足方算用状の純収入額である。このうち X の一貫九十文（1 貫 90 文）が五方算用状へ振替えられることになる。なお、さらに G 百卅五文（135 文）が藏未進として繰り越される。

以上長々と説明してきたが、要は「米」による収支の計算と、「銭」による収支の計算から成っている。収入（年貢・加地子など）も支出（御影堂法会関係費など³⁸）も共に、米・銭の両方あるということである。前半が米による収支の計算である。その算出された差額を銭に換算し、後半はそれに銭の収支を加減するという具合である。もう少し詳しく見ると次のような算式になる。

- ・前半部 米による年貢（ア～キの合計 A） - 米による支出（あ 御影堂
法会の支出・い 公文所給） = B
- ・後半部 C（B を和市で銭換算米） + （ク 三力所からの加地子 + ケ 上
野庄供僧方から収入） = D
D - E（う 銭で支払われる御影堂法会関係の支出 + え・お
廿一口御奉行分など） = F

前述したように、この F が浮足方算用状の純収入額であり、このうち X が五方算用状へ振替えられることになる。なお、G が藏未進として繰り越される。

簡単ではあるが、以上が浮足方算用状の計算構造である。

ここで一つの注目点は、G の未進額が最後に表示されていることである。第 2 章の矢野荘における散用状でみたように、年貢に基準値を決め、それに納付額が達しない場合は「未進」として表示することになっていた。すなわち荘園現地で作成される散用状と同じ様式で、浮足方算用状も作成されているということである。これは、浮足方算用状の収入が荘園年貢の散用状と同じように、款冬町などからの年貢によるものであるからではなからうか³⁹。

次に、浮足方算用状も五方算用状と同じように「注進」ではじまり、朱合點も付されている。これは五方算用状と同じレベルの決算報告書（つまり十分一方算用状とは違う）と位置づけられるということである。

また、この図表 10 の「浮足方算用状」（嘉吉三年（1443）分）の作成者は、公文所代の乗順と、公文所代の清増である。これは図表 6 の「五方算用状」（文安二年（1446）分）の作成者とおなじである。同一年分ではないが、おそらく同一年分の算用状が残っていたとしても同一人物が作成していたものと考えられる。前述したように「十分一方算用状」も五方算用状と同じ人物たち（乗順と清増の両納所）によって作成されていた。したがって、これら三つの算用状（五方算用状・十分一方算用状・浮足方算用状）は同じ納所によって作成されていたと考えられる。

さらに、「う」や「え」を見ても分かるように、廿一口方関係の支出が見られる。仲村研自身も、浮足方の主要な収入源である款冬（山吹）町に關係する史料として『廿一口方供僧評定引付』の記事を使っている。前述したように、五方は廿一口方の分化した組織であり、十分一方もまた廿一口方供僧によるものであった。したがって、これら三つの「方」自体、廿一口方供僧の手中にあったのではなかろうか。

さて、以上の事を踏まえて岡田智行の次の意見をみてみよう。

「浮足方のみは、作成者・算合者ともに五方とまったく同じである。財政面では浮足方の黒字分が五方の収入になることが恒常化していた。文明年間までは五方算用状の末尾に追筆でこのことが記入されていたが、永正年間以後は正規の収入項目として「浮足方残分」が登場した」と指摘している（岡田智 1982, 109）。確かに、岡田の指摘する通り永正十八年（1521）二月の五方散用状（手函 171）などを見ると、最初の収入の部で「拾分一」の次に「浮足方残分」が書かれている。

この点に関連してもう一つの事柄を見てみたい。それは室町中期京都における飢饉と民衆についての西尾和美の研究である。西尾によると、『廿一口方供僧評定引付』の寛正二年（1461）三月二十九日条には、施行の勸進、心経会臨時祈禱、光明講一座、流灌頂卒塔婆の造立に関する費用は、すべて浮足方から出費すべきことが定められている。しかし、寛正二年分の浮足方算用状には、これらの対応に関する支出は見出されない。これらの支出はすべて、寛正二年分の収支を記した寛正三年分の五方算用状の中に確認される（西尾 2006, 270-271）としている。寛正三年分の五方算用状（赤松 1964, 803-817）の卯月七日に「百文 心経會御支具」、「百廿文 心経百代」とか、五月四日には、「一貫三百卅一文 臨時之光明講御雜事」、「一貫百文 同米代」、さらに自九日、至十一日は、「七十五文 西院臨時御祈禱・・・」などと云う記述がみられる。

何が言いたいかという、前者においては、浮足方算用状の残額振替の変更であり、後者は本来浮足方から出費すべきものが五方からなされているという

ことである。こうしたことがなぜできるのかということ、二つの算用状が同じ人物たち（両納所）によって作成されていたことによって作成されているからであり、ひいては廿一口方供僧の影響下にあるからではなからうか。

ところで仲村の指摘するように、浮足方算用状は御影堂法会に関する収支決算書であるということが出来る。御影堂法会は真言宗の宗祖である弘法大師（空海）の御影をまつる御影堂法会の法会ことであるので、東寺にとっては最重要の儀式であろう⁴⁰。その目的のために独立した「方」を設置することは当然であろうと考えられる。それでは、なぜ御影堂法会を行うところを「浮足方」としているのであろうか。そもそも浮足方の「浮足」とはどういう意味があるか。「浮足 うきあし」という語を室町時代語辞典編集委員会編纂の『時代別国語大辞典』室町時代編（以下、『室町時代語辞典』と称す）で引くと、「足がまともに地に着いていないこと。また、そのような不安定な境地にあること。領主の財政において、いつも特定の用途に充てられた庄園群の年貢類に対して、不特定の経費に予定された銭貨」（室町時代 1985, 665-666）と出ている。は当てはまらない。は引用文から浮足方の事を指しているのは確かであるが、前述したように浮足方の経費は、主に御影堂法会に関するものであった。それでは逆に、「足が着く」というのはどうだろうか。「足を着く」というのは出ている。「打消しの言い方に用いて、一所にじっとしていることのない意を表す」（室町時代 1985, 77）となっている。これも繋がらないと思われる。それでは『広辞苑』はどうだろうか。「足が付く」というのはある。「逃亡者の足どりがわかる」（新村 1983, 36）ということである、他に「足が出る」というのもある。こちらは「出費が予算を超過する」（新村 1983, 36）というのもある。この場合の「足」は「お金」という意味である。（江戸時代を舞台とした）時代劇などで、お金（銭）のことを「お足」と言っているのをよく見かける。『室町時代語辞典』にも「流通するかね。銭」と載っている。また、1603年に、日本イエズス会によって刊行され、実質的には、中世末期の用語を集めた、我国初の本格的な外国語の辞書である『日葡辞書』でも、「Voaxi. ヲアシ leni

(銭)に同じ。銭」(土井・森田・長南 1980, 695)とあるので「足」は当時から「お金(銭)」という意味があったわけである。「足」を「お金(銭)」と考えれば、「金が浮く」という表現は使う。この場合の「浮く」は、「余分ができる。余る」(新村 1983, 198)である。したがって「浮足」とは、「余分に浮いたお金」という意味になる⁴¹。

話は急に現代に飛ぶが、企業において「浮いたお金」はどうする。一つは将来に備えての内部留保、もう一つは企業のための消費・投資である。ここで話を戻すと、浮足方算用状からの振替先は五方算用状であった。それでは「五方」とは何だったか。田中浩司は、五方の東寺内の位置づけとして、当該期の現実的な要請の実現のためであり、幕府向けの儀礼的な関係維持のための礼銭や礼物を負担する組織で、渉外担当部門であった(田中浩 1994, 125)と述べている。岡田智行も、東寺にとって武家権力との関係が使命を制する問題であったことを五方運営の意義としている(岡田智 1982, 107)。五方の機能は、正に企業のための消費であり、投資である。蓋し、浮足方で浮いたお金を、五方に振替えることの意味はそこにあったのではなからうか。さらに、付け加えるなら、算用状の作成者を見ても分かるように、五方も浮足方も管轄は同じ「納所」である。五方で使える銭を増やすために作られたのが浮足方だったのかもしれない。

以上、五方算用状、十分一方算用状、浮足方算用状という三つの算用状について検討してきた。これらは収支決算であった。東寺にはこれらと違うタイプの算用状が存在する。たとえば、「造営方算用状」のように他の方に銭を貸付けて利息を取るといような収益を生み出す方の算用状である。そうした算用状で「光明講方算用状」というものを、もう一つ最後に採り上げる。

3.2 光明講方算用状について

光明講方算用状については、近年、会計史の研究者としては初めて三光寺由実子が翻刻し分析・研究を発表している(三光寺 2014)。もちろん以前から中

世史の研究者によって研究がなされてきた。三光寺自身が先行研究として挙げられている小葉田淳（小葉田淳 1978）、内藤莞爾（内藤 1978）⁴²、橋本初子（橋本初 1990）、馬田綾子（馬田 2006）らである。これらの研究を踏まえた上で、三光寺は、簿記・会計史的観点に立って光明講方算用状を再検討した（三光寺 2014, 35）としている。本稿では、他の先行研究もよりどころとしつつ、三光寺研究を中心として光明講方算用状について検討してみたい。

光明真言とは陀羅尼のひとつであり、日本では室町時代、故人の菩提をとむらうために、これを念誦して供養することが行われていた。東寺では南北朝期の終わり頃から光明真言講が結ばれていたが、これは鎌倉時代中頃からはじまった、東寺における弘法大師への民衆的な信仰、すなわち御影堂にはじまった「大師信仰」の発展した姿であったと、橋本初子は述べている（橋本 1990, 285-286）。

また馬田綾子も、光明真言信仰とは一般に 27 文字からなる光明真言を唱えることによって亡者往生が可能となる、そのような真言の功德に対する信仰をいい、念仏と真言が同じ功德を持つと認識されていた（馬田 2006, 239）と説明している。東寺の光明真言講がいつ開始されたかは定かではないが、13 世紀末には開始され、14 世紀末になると恒常的に行われている状況が明らかになる。東寺の光明講では出銭により生前に名を記入した現在帳と、死後に記入する過去帳を備えていた（太字引用者、馬田 2006, 240）という。

算用状の説明に入る前に一つ断わって置くことは、光明講方も廿一口方と関係があるということである。橋本初子は、料所からの年貢は、毎年東寺の光明講方へ送進された。東寺では、御影堂の運営をしていた廿一口方供僧の年預が、御影堂で行われる追善仏事の奉行をしていたし、また供僧の中からも光明講方奉行（年預）をえらび、これらの光明講方料所よりの年貢の請取と会計（算用）に当たっていた（橋本初 1990, 301）と述べている。

それでは光明講方算用状はどのようなものだったのだろうか。小葉田淳が早くに次のように定義している。

光明講方用脚算用状⁴³とは、奉行が前年分の収支の勘定を翌年に行って、その残り銭を次の奉行へ引き渡す算用状である。この書式は多少の変化はあるが、享徳ころからは在足分つまり収入分はふつう出銭・年貢分・借錢返弁方より成っているが、文明頃以後はかような項分けもなく極めて簡単な記載になっている。出銭の主要な部分は、講の中心的構成員の口入によって講に加わったものが一ヶ年二百文宛拠出した銭であり、年貢分とは上野庄及び図書寮・兵庫寮の年貢等で、すべて銭納となっている。支出分は遣足または使足といい、春・夏・秋・冬四季の講の不足分、炭・酒・茶等の経費、奉行への給与等がある（傍線・太字引用者、小葉田 1978, 483-484）。

ここで注意を要するのは、収入の中に「借錢返弁方」が入っているということである。つまり光明講方では、銭を貸付けていた、金融機能を持っていたということである⁴⁴。馬田によると、必要に応じて学衆方・供僧方・造営方などの寺内各組織や寺僧・執行・寺官などに貸与され、しかも利率は二文字という低利のものがほとんどだった（下線引用者、馬田 2006, 241）という。

それでは光明講方算用状はどのような様式なのであろうか。三光寺は、現存する最古の応永 34 年（1427）と、その翌年、応永 35 年（1428）の連続した光明講方算用状を示し、その構造を解説している。図表 11 が応永 34 年の光明講方算用状（レ函 106、三光寺翻刻）である。

三光寺は、その構造を次のように説明している。

「前年すなわち応永 33 年（1426）分の収入額が出銭、過去帳入足、年貢代、各講会残額の順に並ぶ。「除」以降は、講会の不足額と思われる。「定残 4 貫 420 文（「除」の 5 行後）」は収支差額である。収支差額の記載の後、光明講方が行った貸付の内訳が 4 件続く。注目すべきは、日付・花押の前にある「以上

有足 4 貫 420 文」と、先の収支差額との金額が合致していることである。4 件の債権記録に目を転じると、すべて応永 33 年（1426）12 月晦日に書かれたものである。収支差額と貸付額が合致していることを鑑みると、これらの貸付は、当該年の収支差額に基づき行われたものであるといえる」（三光寺 2014,

室町期の東寺における荘園と寺院の会計

図表 11 応永 34 年 光明講方算用状

<p>d</p> <p>以上 有足四貫四百廿文 応永卅四年 二(分)ノ月六日 勘定(花押) (花押)</p>	<p>c b</p> <p>卅一文 春季講不足 出之 以上壹貫九百五十二文 定残肆貫肆百廿文内 八百文 宝菩提院借用有文書 三百文 同晦日 同晦日 阿闍梨借用有文書 一貫九百卅九文 宝殿院借用 同 守旧借足 一貫三百七十八文 以上 有足四貫四百廿文</p>	<p>a</p> <p>除 一貫九百廿一文 十一月廿二日寺内山□追善 惣有足被行之有言□□□ 廿一文 春季講不足 出之 以上八百七十一(分)ノ文 惣都合陸貫參百七十二文 二百八十五文 圖書寮当年ノ年 九文 二月廿七日 兩日講殘足 (省略) 以上 伍貫五百一文 百文 過去帳入足 乘南口入 百五十文 四融房 百五十文 宝喜上人 一 出錢方納足 光明講 (方算用事)□永(卅)三年分</p>
--	--	---

出典 三光寺 2014, 36

36)

すなわち、a が収入の合計、b が支出の合計、c がその差額「定残肆貫肆百廿文 (4 貫 420 文)」である。そしてその後はその銭を、宝菩提院、阿闍梨 (アサリ)、宝殿院などに貸付けた内訳が記載される。その貸付額の合計 d 「以上 有足四貫四百廿文 (4 貫 420 文)」が、c の収支差額と一致している構造ということである (賢明な読者の方はもうお気づきと思うが、c と d は一致しない。宝菩提院、阿闍梨 (アサリ)、宝殿院などの貸付額の合計は、4 貫 417 文となる。3 文足りない。この点について、三光寺は、「省陌法」というものと、「50 文緡」というものの存在を使用していると指摘している。一種の概算法と考えられる。詳しくは注をご覧ください。ここまでの考察の中で東寺の算用状で違算が多いことを何度も指摘してきたが、この概算法と関係があるものと思われる⁴⁵⁾。

次に図表 12 が翌応永 35 年の光明講方算用状 (レ函 107、三光寺翻刻) である。

三光寺は、「応永 34 年 (1427) の光明講方算用状にあった 4 件の貸付の全額返済ならびに受取が確認できる。それは、収支額を各々示した後にある、「返

図表 12 応永 35 年 光明講方算用状

<p>D う</p> <p>定残現納貳百七十八文 応永卅五年二月八日勘定 (花押)</p>	<p>い</p> <p>残現納十一文 渡之了 (花押)</p>	<p>あ</p> <p>惣都合六貫廿二文内 壹貫文 仏乘院借 壹貫文 治部卿アサリ借 九百文 弁アサリ借 壹貫八十八文 宝善提院借 貳貫廿文 治部卿律師借 已上借書分六貫十一文 文書之無</p>	<p>か</p> <p>惣都合六貫廿二文内 已上一貫五百二文 二百八十八文 同り十二ヶ月分 二百文 同り十二ヶ月分 百十二文 同り十二ヶ月分 八百文 宝善提院借 三百文 郷アサリ借</p>	<p>C</p> <p>定残現納貳百六十七(分)文 渡進之了(分) (省略) 返弁分 一貫九百卅九文 宝蔵院御房借 七百二文 同り十二ヶ月分 一貫三百七十八文 治部卿律師借 四百九十六文 同り十二ヶ月分 已上四貫五百廿文内</p>
--	--	--	---	---

出典 三光寺 2014, 37

弁分」以下で記載されている。「返弁分」に次いで書かれている惣都合 6 貫 22 文内 (翻刻の日付ならびに花押の 2 行前)」を「返弁分」の前にある収支差額「2 貫 167 文 (翻刻の冒頭)」に加えると、最終的な現金有高「定残現納 2 貫 178 文 (翻刻の日付ならびに花押の 1 行前)」となる。このように応永 35 年には、債権の回収額と受取利息を元に、新たな貸付を行っていることが分かる (三光寺 2014, 37) と、説明としている。

つまり、図表 12 における大文字の C が図表 11 における小文字の c に当たる。光明講方の収支の差額である。あは、前年に宝善提院、阿闍梨 (アサリ)、宝蔵院などに貸付けた返済額と利息の合計額である。今度はそれを新たに貸付けた合計がいであり、あとの差額がうである。ぴったり全額貸付けられなかった誤差である。C とうを加えたものが D、すなわち最終的な銭有高である。この額は、「渡之畢」とあるように、次年度の繰り越しとして奉行に渡される。

以上、三光寺の考察に従って光明講方算用状を見てきた。その結果、光明講方算用状は大きく前後二つの部分から構成されていることが分かった。すなわち、前半部では、光明講方の活動の収支計算であり、後半は貸付と返済の計算部分であることが見て取れた⁴⁶。

急ぐが先を進めたい。三光寺のもうひとつの功績は、残存する関連帳簿を分析し帳簿組織の一端を明かにしたことであると考えられる。三光寺は、年代のズレはあるものの光明講方算用状を作成するための台帳（原始簿）として、「光明講料足等所出人公名」、「光明講入足注文」、「光明講方料足注文」、「光明講方年貢算用状」という関連する帳簿があること突き止め、それらの帳簿と光明講方算用状との関係図を示している（三光寺 2014, 37-44）。

「光明講料足等所出人公名」と、「光明講入足注文」については、三光寺は馬田の説明を引用しているのだからそれを用いると、⁴⁶には講会のたびに出銭の費用を支払った者の名が記されており、⁴⁷には、交名の人々からの出銭に基づいて購入した、講会に必要な品物の金額を書き上げたものである（馬田 2006, 253）。橋本初子は、⁴⁸によって追善される故人とその追善講の日と奉加者の名前を知ることができる（橋本初 1990, 301）としている。いずれにしても両者によって講会の際に生じた過不足が分かる。三光寺は、超過の場合は光明講方算用状の収入の部に「追善講残額」として、不足の場合は、「追善講不足額」⁴⁹として振替えられる（三光寺 2014, 44）としている。また、「光明講方料足注文」について三光寺は、現金収入を時系列に記したもので、まさに算用状作成のための歴史的記録と考えられる（三光寺 2014, 39）としている。これは、光明講方算用状の収入の部の「出銭」と、「借錢返弁、利平（債権額の回収分、受取利息）」に振替えられる（三光寺 2014, 44）。「光明講方年貢算用状」は、少額ではあるが上野庄及び図書寮・兵庫寮からの年貢等⁴⁸の収支報告書である。石高で示されているが、銭に換算されている。光明講方算用状の収入の部の「年貢」に振替えられる（三光寺 2014, 44）。

以上の帳簿組織について付言すれば、⁴⁹、⁵⁰に関しては一度に書けるので、メモ的な性格に感じられる。⁵¹は、現金の出入を時系列的に書いていくのであるから日記（日次記）的なものである。ただ、⁵²については年貢算用状であるので、作成のためにさらにメモや日記などの台帳の存在が考えられる。

また、これらの関係帳簿は光明講方算用状の項目の明細表であり、監査の対

象として光明講方算用状と突合されたと考えられる。図表 11 と図表 12 では省略されているが、各項目の金額に合点が付されている（図表 13 参照）。これは照合されたという証拠であるといえる。光明講方算用状の末尾には三人の署名・花押がみられる。内藤莞爾は、この三人について、初めが前年度の奉行であるところの「先奉行」、次が当年の奉行「当奉行」、最後が「年預」である（内藤 1978, 132）としている。確かに、明応五年閏二月十日年（1496）の算用状をみると「先奉行」、「當奉行」、「年預」と花押の上部に添え書きされている。この三人が、算用状の作成と監査に携わったことは間違いない。「先奉行」が算用状を作成し、残金を引き継ぐ「当奉行」と、「年預」が監査に当たったのではなかろうか⁴⁹。

三光寺は、「借書目録」ことにも言及している。これは、光明講方算用状の後に「借書目録」が附記されているもので、「光明講方算用状并借書目録」と呼ばれる。東寺百合文書を一看すると、途中切れ目もあるが、永享八年（1436）から明応十年（1501）までのものが収容されている。「借書目録」について三光寺は、「貸付を行っている債権者・債権額・債権発生日の一覧」と説明し、光明講方に対して生じている債権は、売掛金ではなく、貸付によるものであるが、債権に関する分析的記録の明細を担うという意味で、今日の得意先元帳に近い機能を持つと考えられ、決算報告のために収支報告書に、得意先元帳に近い借用目録が附随していると考えられる（三光寺 2014, 44-45）としている。誠に三光寺の指摘の通りである。

東寺では他に「造営方算用状」にも借用目録が附随しているものがある。永享十二年（1440）十二月五日の「造営方散用状并借錢散用状」（キ函 53）がそれである。また、第 2 章で取り上げた「未進徴符」を思い出してほしい。あれも同じように個人別の債権を書き上げたものであった。つまり「借書目録」と「未進徴符」は同じ発想のもとに作られたものといえる。繰り返しになるが、我国固有の会計は古来より債権を重視してきた。古代の「出掌帳」しかり、中世の「土倉帳」しかりである。したがって、「借書目録」や「未進徴符」の作

成は、当然といえば当然といえるかもしれない。

筆者はかつて拙著（田中孝 2014，第 2 章）において近世の伊勢商人、長井家の決算報告について検討した。長井家では、年に二回江戸店から伊勢の本家に決算報告書類が袋入りで送られてくる。その中には、主要財務諸表に当たる「戌盆前店算用目録帳」を含め九つの書類が同封されていた（田中孝 2014，62-63）。その中で「戌盆前店算用目録帳」と同じ紙質で、同じ横帳で書かれていたのは唯一「戌盆前残貸書抜」という売掛金の明細表だけであった。つまり江戸時代長井家においては、主要財務諸表と同じように売掛金の明細も開示されていたのであり、それだけ重要であったということである。光明講方算用状の「借書目録」が長井家の「戌盆前残貸書抜」に直接影響を与えたとは考えられないが、その中世の考え方が近世に受け継がれていったと考えるのは妥当ではなからうか。

ここまで見てきて感じることは、光明講方算用状は複数の帳簿をもとに作成され、江戸時代の算用帳に近いものになってきたのではないかということである。なぜなら、算用状に元本の返済額と分けて利息収入を載せていることは、利息という収益を収入とは別に表示していることであり、また収支残高と貸付額が一致している⁵⁰ということは、いわゆる複式決算簿記の複式決算構造の萌芽とも取れることである。

最後にもうひとつ話を付け加える。それは光明講方算用状の様式の変化である。大きな原因は応仁の乱にあると思われるが、最大の収入であった出銭の激減による財政規模の縮小と、貸付の停止である。小葉田の引用にもあったように毎年二百文の出銭であったが毎度十五文に変化した。また詳しいことは省略するが、応仁の乱を経た 15 世紀末以降、光明講の貸付機能は停止し、寺院経済にとって潤滑油としての機能は停止した（馬田 2006，253）。したがって、算用状のトップに書かれていた出銭もその地位を譲り、貸付に関する記述もなくなりさっぱりしたものとなった。

東寺百合文書を管見して光明講方算用状の変化が生じるのは文明四年

(1472) 12月24日(レ函181)のものである。まず「所納分」と収入を表すと思われる見出しがあり、一番目に「去年先奉行納之」という前期繰越から書き始める。それ以前の例えば応仁二年三月八日(レ函174)の「光明講方算用状并借書目録」は、「一出銭方」で収入が始まり、「一年貢方」、「一借物方」と収入が続き、「自先奉行請取之」(前期繰越)は収入の部の最後の項目であった。それがここにきて先頭に踊り出たわけである。

様式が安定するのは東寺百合文書に残る光明講方算用状では文明十二年(1480)二月十九日(レ函186)ものからである。ここからは前半は「在足」(収入)、後半は「遣足」(支出)という様式に統一される。「在足」の先頭の項目は「従(自)先奉行請取之」(前期繰越)であり、「在足」から「遣足」を差し引いた残高である「次奉行渡之申候」(次期繰越)が書かれ計算は終わる。以後、用語等若干の違いがあるが、この様式は文亀二年(1502)二月十七日(へ函147)まで続く。

さらに光明講方算用状が大きく変わるのは文亀二年分、すなわち文亀三年(1503)二月九日作成(レ函244)のものからであると考えられる。図表13は、その翌年の光明講方算用状である。タイトルには、「光明講方要脚算用状」と「要脚」⁵¹という文字が追加されている。この型の算用状は、享祿五年(1532)二月十八日の分まで見られる。アの「去年癸亥算用残」は、去年の残高すなわち前期繰越である。イの「往來注納分」とは出銭・過去帳入不足・輿代・凶書寮年貢・七条坊門地子の総称である(馬田2006, 253)という。かつては最大の収入源であった出銭はその座から降りこの項目の中にまとめられた。ウは年貢収入であり、Aはそれらの合計である。収入の大部分は、前期繰越である。次に「遣足」は支出であり、Bはその合計となる。収入から支出を差し引いたものがCであり、残高(次期繰越)を表す。

「光明講方要脚算用状」と名称変更する前年の文亀二年の光明講方算用状は、前述したように「一 在足」という見出しの下に、「従先奉行請取之」(前期繰越)という項目で始まり、「次奉行渡之申候」という次期繰越で終わる。これ

室町期の東寺における荘園と寺院の会計

図表 13 永正元年 光明講方要脚算用状

<p>C 右、算用状如件 永正貳年之正月十七日</p>	<p>B 以上六貫六十一文引之 八十文 四貫四十一文 六十五文 一貫文 參百文 八文 廿四文 百五十文 百六十文 一貫四百六十九文 一貫四百六十九文 五百文</p>	<p>あ 遺足</p>	<p>A 以上拾貳貫八百五十九文内</p>	<p>ウ 八百十文 以上拾貳貫八百五十九文内</p>	<p>イ 拾貳貫七百四十文 往來注納分 年貢代乘慶方請取之</p>	<p>ア 拾貳貫三百九文(裏封花押) 去年癸亥算用殘 合永正元年甲子年</p>	<p>「光明講方算用状 永正元年甲子年分 同貳乙丑年正月十七日 勘定畢」 光明講方要脚算用状之事 光明講方要脚算用状之事</p>
-------------------------------------	--	-----------------	---------------------------	------------------------------------	---	---	--

<p>算用世諦 奉用世諦 廿一日 廿二日 廿三日 講不足 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 講不足 茶代春秋合八ヶ度 灰(段)代同八ヶ度 抹香同前 檀香同前 尊阿弥 奉行徳分 過去張代 坂上人足 布味會里段同前 同布出家段同前</p>	<p>(曹長地院) 遺 (花押) (金勝院) 遺 (花押) (廣光院) 遺 (花押)</p>
--	--

出典 東京大学 1970, 297-299 (\\は朱合點)

だと奉行個人が前年の残額を前年の奉行より受け取り、お金の使い道の仔細について説明するという書き方である。それよりも図表 13 の「去年残」とする方が今日の会計的な書き方ではなからうか。

ところで、この「光明講方要脚算用状」の様式は、拙著(田中孝 2014)で検討した京都臨濟宗大徳寺の真珠庵に残る「真珠庵祠堂方納下帳」(田中孝 2014, 139)によく似ている。真珠庵の納下帳も「先勘残」という前期繰越から始まり、それに収入を加え、支出をマイナスし次期繰越を算出するものである。ただ、日付の後に残(次期繰越)が記入されている点は異なる。

これら二種の決算報告書の計算構造は、

$$(前期繰越 + その他の収入) - 当期支出 = 次期繰越$$

となる。これを少し変形すると

$$前期繰越 + 当期収入 - 当期支出 = 次期繰越$$

となる、これは古代中国で用いられ、我国に伝播した「四柱決算法」であると

考えられる。

筆者は拙著（田中孝 2014）において、我国古代の正税帳も、中世寺院の「真珠庵祠堂方納下帳」も中国の「四柱決算法」の様式であり、さらに近世に入り最古の複式決算構造を持つ鴻池家の算用帳にも繋がっていくと述べた。この「光明講方要脚算用状」も「四柱決算法」の様式ではなからうか。

京都の大徳寺は禅宗のお寺である。中世の仏教で一番中国との行き来が多かったのは禅宗ではなからうか。そういう意味でも禅宗は中国の影響は強い。ここでもう一つ思い出してほしいのは光明講方が貸付を行っていたことである⁵²。利率は二文字であった。禅宗の専売特許であった祠堂銭貸付けの利率も二文字であった。これは競争上同じ利率としたのではなく禅宗の影響があったからではなからうか。筆者は前稿（田中孝 2019）において、禅宗には「東班衆」という金融や会計に卓越した僧侶の集団がいることを考察した。そして、東班衆の有していた会計の知識なり技術は、禅宗のネットワークを通じて地方の禅宗寺院に伝わり、さらに禅宗だけでなく仏教の他の宗派へともっと広く伝わっていた可能性がある（田中孝 2019, 144）と述べた。禅宗の有する会計の知識も、独り禅宗のものだけでなく他の宗派にも広まっていったのではなからうか。もしこの推測が誤っていないとしたら、「光明講方要脚算用状」への様式の変更も禅宗さらにその背後には中国の影響があったからではなからうか。

4 おわりに

かつて上島有は、庄園というのは何よりもすぐれて庄園領主の経済組織の一構成體であるという、基本的な性格を無視する譯にはいかない。一寺院をとった場合、庄園はその寺院経済のあり方に規定されており、寺院経済の枠内で、或いは寺院経済という窓を通して庄園は把握されるべきであろう（上島 1959, 710）と述べている。

本稿では、中世庄園領主の典型といわれる東寺の、しかも料荘中最大の庄園

の散用状である矢野庄散用状と、荘園から年貢を送られる側の東寺そのものの寺内算用状について検討してきた。

矢野庄では、検注に基づき「目録」⁵³が作成された。「目録」は「収納のモデル」であり、以後作成される散用状の原型といえるものであった。数字は荘園の正常な生産額基準を示し基準値となるものであった。もし実際の収納額が「目録」の数値に満たない場合は「未進」として散用状に計上された。未進の処理について、未進徴符による方式と、未進年貢散用状を作成する方式の二つがあった。未進というのは散用状を提出する荘園現地の側（百姓等）から見た場合に負債である。しかしながら、散用状を提出させる領主の側から見れば未進は「貸付」すなわち債権である。したがって、「未進徴符」は個人別の債権を表示した一種の附属明細表といえるものである。このことは「出拳帳」や「土倉帳」といった貸付簿を重視してきた我国における古来からの流れに沿うものであるといえる。なお、未進額の表示は、荘園の散用状ばかりでなく、寺内算用状である「浮足方算用状」にもみられた。

寺内算用状については、「五方算用状」、「十分一方算用状」、「浮足方算用状」、「光明講方算用状」について検討した。「五方算用状」の収入の最大のものは、「十分一方算用状」の収支残高からの振替であった。また、末尾には「浮足方算用状」の残高も振替えられている。「五方算用状」と、「浮足方算用状」の金額には朱合点が付されている。「十分一方算用状」には無い。これは他の帳簿と突合したということであり、会計監査が行われたことを表している。「五方算用状」と「浮足方算用状」は決算の注進状（決算報告書）であり、「十分一方算用状」は明細表であり、関係帳簿としての位置づけであると考えられる。これら三つの算用状（五方算用状・十分一方算用状・浮足方算用状）は同じ納所によって作成されていたと考えられる。さらに共通していることは、廿一口方の影響下にあるということである。

一方、光明講方算用状は利息という収益を収入とは別に表示していること、収支残高と貸付額が一致していることや、「借書目録」の開示など、いわゆる

近世の複式決算簿記の萌芽とも取れる特徴があった。また、中国から我国に伝播した「四柱決算法」や、禅宗との関わりも指摘できる。この算用状も、廿一口方の影響下にある。

もう一つ付け加えるなら荘園の散用状も然りである。高橋敏子によると、例名内の公文名については、供僧・学衆方の管轄下にあったが、散用状の監査は、廿一口供僧方年預が統括し、年貢支配も廿一口供僧方の処務を担当した惣公文が行っていた（高橋敏 2010, 41）、という。

ここで改めて「方」について考えてみたい。早い時期に東寺の寺内組織について研究した富田正弘は、「各寺僧組織は、それぞれの独自の目的をもって独立した運営が行われている。しかしこれらは、寺僧が縦割りに分裂しているのではなく、同一寺僧が複数の組織に属するというように、互いに重複しあうものであった」（富田 1980, 168）と述べている。そして富田が南北朝期から戦国時代に存続した東寺の寺内組織（「方」）には、(1) 十八口方、(2) 廿一口方、(3) 叡勝光院方、(4) 学衆方、(5) 宝荘院方、(6) 鎮守八幡宮方、(7) 不動堂方、(8) 植松庄方があるとしている（富田 1980, 162-163）⁵⁴。しかしながら、ここには本稿で検討した算用状の「方」は入っていない。そこで、第三章の初めに紹介した佐々木銀弥の説明を思い起こしてほしい。佐々木によると東寺における荘園支配の内部構造は、学衆方、供僧方に分かれ、寺内の経済生活の運営は、さらに細分化された諸部門毎に行われており、東寺には、各部門の独立採算に近い寺内経済の運営に関する収支決算書が、多く残されている。室町時代、東寺の内部では造営方、浮足方、御成方、湯方、光明講方、五方等がそれぞれの目的と役割によって分立し、独立的な経済を営んでいたのである（太字引用者、佐々木銀 1981, 237）という。これ以外にも、本稿で扱ったものに十分一方と仏事方というのもあった。

佐々木の説明では、「学衆方」、「供僧方」と二つにしか分けていないが、これらが富田のいう八つの「方」を形成していると考えられる。筆者の勉強不足かもしれないが、これらの「方」の算用状は、ほとんど残存しないのではない

か、もっというなら作られていなかったのではないかと考えられる（但し、廿一口方算用状については若干残されている（ヨ函 143、チ函 101、ア函 257）。今後検討する必要があると考える）。

すなわち、東寺の「方」には、（僧侶らが協議をし、指令を出し、人も出すが）自ら経済活動を行わない「方」と、経済活動をし、1個の経済的な単位として、その結果として決算書（算用状）を作成するものがあったということである。そして、その中心は廿一口方ではなからうか。阿諏訪も廿一口方供僧は東寺供僧中を代表する存在であったと述べていたし、東寺百合文書を所蔵している京都府立京都学・歴彩館のHP（<http://hyakugo.pref.kyoto.lg.jp/?p=285>）でも、廿一口方は最も重要な組織として位置付けられると書かれている。廿一口方がいわゆる司令塔のような役割をしていたのではなからうか⁵⁵。

東寺における会計は、現代におけるような優れたシステム化はされていないし、連結財務諸表のような統合的な決算書の作成もなされていない。しかしながら、廿一口方の指令のもとに、それぞれの「方」が算用状を作成したり、さらには算用状の改廃にも影響力を發揮したのではなからうか。

以上、本稿では室町期における東寺の荘園と寺院の会計について考察してきた。しかしながら、筆者が菲才のため東寺全体の会計をカバーするには程遠いものとなってしまった。ただ、この時期のすでに東寺においては、優れた会計制度が整っていたと考えると良いのではなからうか。そして、それは当時の大寺院にはある程度共通するものではなかつたらうか。筆者は、これまで近世の帳合法の発達、中世寺院の会計が基礎にあるのではないかとということを再三述べてきた。明治における急速な近代化が可能だったのは、江戸時代すでに、世界で類を見ないような高い識字率と、高い技術力があったからだといわれる。蓋し、江戸時代の優れた算用帳制度が開花するのも、室町時代すでにその土台が出来上がっていたからではなからうか。

注

- 1 寺内算用状については、禅宗寺院では「納下帳」と呼ばれている。佐々木銀弥氏は、「納下帳」は計数に明るく、寺院経済の運営、特にその収納に異常な関心を払った禅宗寺院に広くみられた方の帳簿である（佐々木銀 1981, 233）、と述べられている。
- 2 橋本初子氏によると、東寺領庄園は、平安時代から室町時代までの間に、約 70 余の庄園の成立をみている。これを地図の点にすれば、北は茨城県（常陸国信太庄）から南は熊本県（肥後国鹿子木庄）にまで及び（橋本初 1986, 81）とのことである。
- 3 本稿では検討できないが、福嶋紀子氏は、「荘園の農事サイクルの中に、領主による支配の文書である散用状を位置づけ、領主にとってその作成の意義を、翌年の収納分を決定する勸農行為としての側面をもっていた」と述べておられる（下線引用者、福嶋 2011, 289-309）。
- 4 学衆方、供僧方の成立等については、網野善彦氏の（網野 1978）に詳しく述べられている。
- 5 実は馬田綾子氏は、この引用文の中で、「公文名散用状」も含め三種類の散用状を挙げているが、ここでは話を単純化するため省略した。公文名散用状については、馬田氏は別稿（馬田 1996）で論じているので、そちらを参照されたし。
- 6 この文章は『相生市史』第八巻下の「解説」からの引用であり、馬田綾子氏の記名は無い。しかしながら、『相生市史』の執筆分担の一人が馬田氏であり、馬田氏は別稿（馬田 1996, 18）において、『相生市史』第八巻下の「解説」で散用状の概略を述べたと記している。なお、馬田氏は、「算勘の日付を書き込むのである。時代が下るにしたがって、巻末に据えられる花押の数が増えていく」と述べている。これは会計監査についてのことである。本稿では荘園の年貢散用状の算勘について検討する余裕はなかった。しかしながら、この点に関して近年、青木貴史氏が、注目すべき論文を発表されている。青木氏は、14 世紀前半から中葉にかけて算勘が行われた徴証が確認できない散用状が大半を占める。これは各寺院組織の評定や寺家公文によって算勘が行われていたことが推察される。散用状作成者と算勘者が対面した上で算勘が行われなかったために散用状の末尾に署判がなされなかったのではなかろうか。14 世紀後半から 15 世紀初頭にかけて矢野庄では年預が散用状の算勘を行うことが一般化する。太良庄や大山庄では寺家公文による算勘が行われている事例を多く散見する。15 世紀前半には何れの庄園でも複数の寺僧によって散用状が算勘される方式が採用されていることが確認される。これは庄園ごとの個別の事情のみならず算勘者である寺僧の側で算勘に対する関心を高めるような事情が生起したことが推察される（青木貴 2018, 33-36）。その事情について青木氏は、年貢の納入額を増加させようという寺僧の思惑が存在した。……都鄙間の和市の開きを前提としてより多くの年貢額の納入を寺僧が思考した点こそが、応永期を起点として算勘方式が転換していく一つの大きな要因であった（青木貴 2018, 45）と、述べておられる。詳しくは、青木稿（青木貴 2018）をご覧ください。
- 7 祐尊が提出した請文とはどういうものであったのだろうか。祐尊は、本文に引用した五月十日条の引付と同じ永和二年五月（日付の記載はない）に次のような「播磨国矢野庄学

衆方重被仰下条々」という請文を寺家に提出している。

- 「一 就散用状、今度及委細御沙汰、以本帳、重被作目録上者、向後年貢并雜穀・公事
錢員数等、雖一事、不可違此旨事
- 一 散用状事、翌年正月中調之、二月十五日以前、必可京進事
 - 一 於毎年庄未進年貢者、次年遂請加散用者、法例也、而近年之式、動及三ヶ年、不
究済之条、殊不可然云、於向後者、翌年必遂散用、悉令弁償之、不可過兩年事・
・」(相生市史 1992, 391)

すなわち、算用状については「本帳」をもとに「目録」を作ったので、今後、年貢以下の数値は一事たりとも違えないこと。算用状は翌年正月中にととのえ、二月十五日までに京進すべきこと。未進年貢については、近頃は三年に及んでも決算がなされていない、翌年分で決算し弁償すべきである(相生市史 1986, 153)と、馬田氏は請文を要約している。この祐尊が提出した請文は、五月十日条引付と同趣旨であり、しかも京進のことや未進年貢の弁償についても記されている。さらに、この前月に当たる永和二年四月(日付の記載はない)の「請文案」が残されている。また、引付の五月廿二日条には、この祐尊の請文が転載されている。したがって、「目録」を作成する事を決定したのは寺家であるが、アイデアは祐尊から出ているのかもしれない。馬田綾子氏は、『相生市史』第二巻(相生市史 1986)執筆の段階では、祐尊が収納のモデルを作る上で大きな役割を果たした、「目録」も彼が作った(相生市史 1986, 153-154)と明言されている。実際、「目録」の末尾には作成者と思しき5人の署名と花押の記載(相生市史 1992, 396)が見られるが、その内の一人が祐尊である(図表1参照)。しかしながら、後年の論文(馬田 1996)では、そこは明言せず本文のように祐尊の不正をきっかけとしているように論じられている。筆者としては、寺家、祐尊のどちらが先かは判断しかねる。いずれにしても、永和二年(1376)は、矢野荘の散用状作成についての画期の年であることは間違いない。なお、「目録」の作成に当たっては、少しでも年貢をとりたいたいという領主と、払いたくないという荘民百姓との間でせめぎ合いがあったものと思われる。福嶋氏も富沢清人氏の論文(富沢 1982)を引用されて、目録作成の段階で「読合」など作業を通して、荘民側が負担すべき基準年貢額を領主・荘民相互の共通認識とする作業が持たれたと指摘しておられる(福嶋 2011, 295)。富沢氏によれば、検注において、まず「取帳」というものが作成され、その後「名寄」作業が行われ、「目録」が作成されるという(富沢 1982, 11)。取帳は、耕地のみならず旧耕地や耕地化可能な土地である「常荒」「川成」「不作」について、一筆ごとに、その(1)所在(2)面積(3)「名請人」を順次書き上げたもので、検注使によるこのような認定作業は「取る」と呼ばれ、「取帳」という名称もそのことに由来するものと考えられる(富沢 1982, 2)、という。取帳が作成されると、「読合」を経てはじめて目録固めが行われる。「読合」は読み合せて校合することであるが、それは単なる取帳の付け合せによる作業ではなく、互いに声を出して、読み合い、聞き合いながら、双方で確認したという(富沢 1982, 16)。また富沢氏は、目録固めに際して代官・百姓相互に妥協できぬような「談合」が行われていたということを別稿で述べておられる。諸要求が談合の場に出され、それが決着することではじめて目録固めがなされるのであろう。いったん目録固めされた事柄は、談合を経てはじめて各自が遵守すべきものとしての重みをもったに違いない(富沢 1991, 338)、とも指摘されている。なお、祐尊については、伊藤俊一氏が著書(伊

藤俊 2010, 「第 部 第一章 高井法眼祐尊の一生 南北朝～室町時代前期における東寺の寺領経営と寺官」251-300) で詳細に論じておられる。

- 8 馬田氏によると、同じ矢野荘でも南禅寺領となっていた別名方においては十年に一度、検注が行われることになっていたらしいが、東寺領では、後宇田上皇より寄付されて以来なされるまま貞和元年になって初めて検注が行われ、その後は行われることはなかった(相生市史 1986, 57-58) とのことである。また、黒川直則氏も、1345 年(貞和元年)の実検が東寺領のもとでの唯一の実検である(黒川 1981, 273) と述べておられる。なお、平井上総氏は、一般に日本中世の土地調査は、室町時代までは検注、戦国時代からは検地と呼ばれている。「検注」の用例を奈良時代からみても、本来は調査・確認一般を指す言葉として用いられていたようであり、土地調査を指す言葉としては検田の方が用いられていた。およそ 11 世紀からは、検注が官使の派遣による土地調査の意で用いられ始め、やがて検田を包摂して主流になっていく(平井 2015, 73-75) と述べられている。検注が古代の検田から続くものであるなら、古代の荘園の決算報告書と中世の散用状との連続性は当然あるといえる。
- 9 ここで「本帳」が「西方」とされているのは、次のような理由がある。すなわち、矢野荘はもともと久富保と呼ばれていたが、保延三年(1137)に正式に荘園と認められることになった。その後、別名と呼ばれるようになる田地が出され、残った部分は例名と呼ばれるようになる。別名は後に南禅寺領となる。例名のうち、相模湾に沿った地域がひとまとまりになっており、浦分(那波・佐方)と呼ばれた。例名から浦分を除いた地域がせまい意味での「例名」となる。この「例名」の支配を地頭(海老名氏)と領家が争った結果、下地中分が行われ、「例名」の土地は地頭分(東方)と領家分(西方)に大きく二分されることになった。正和二年(1313)に、後宇多田上皇より東寺に寄進されたのは、この領家分であったが、後に那波・佐方をも合わせて寄進を受けた。こうして東寺は別名と地頭分を除いた矢野荘例名の全域(西方)を支配する事になった(相生市史 1986, 46-47)。
- 10 斗代とは荘園・国衙領における土地 1 段あたりの年貢収納高。その決定権は領主の勸農権(下地進止権)に属し、検注の際に定められた。1 つの所領でも田地の等級により、5 斗代・3 斗代など数種類の異なった斗代が適用された(勝山 1990, 728)。
- 11 馬田氏は、別の箇所では交分米について、「現地の預所・代官等の得分となる部分」と述べられている(相生市史 1986, 66)。
- 12 永和三年の惣荘一揆については、佐藤和彦氏の(佐藤和 1979, 85-99)をはじめ、黒川直則氏の(黒川 1981, 250-265)や、『相生市史』第二巻(相生市史 1986, 123-132)に詳しく述べられているのでそちらをご覧ください。
- 13 黒川直則氏は、永和三年は祐尊の排斥を訴えて惣荘一揆が闘われた年である。したがって、この散用状は、その事情を種々反映している。まず、同荘の散用は翌年の正月中に行い二月十五日以前に散用状を京進することになっていたのであるが、この場合は三年後に作成されている。また、同荘の散用状は起請文言を付し、代官・公文・田所が署判をすることになっているが、同年の所務には代官・公文を兼帯する祐尊が関係できなかったので田所家久のみが散用状に署判している。惣荘一揆のために、年貢納入の時期が遅れたことも示されているし、結果として、この年の未進総額が 31 石余という膨大な額に上ったことも知ることができる。……と、述べておられる(黒川 1981, 288)。

- 14 馬田氏は、「河成」を「洪水による流損」とされている（相生市史 1986, 165-166）。田村憲美氏によると、「河成」は旧暦の五月から九月にかけての多雨期や台風の時期に洪水（大水）によって発生している。すなわち河川の氾濫であり、それは気象状況（降水）と密接に関係していることはいうまでもないことである。河成について考慮しなければならないのは、河成とは、検注によって年貢を負担すべき定田（公田）と認定された田地が、地目を変更されて改めて年貢負担を免除される地目に認定され直すことである。年貢散用状に記載される河成除分の背後には、地目変更の手続きが存在しているはずであろうし、河成は荘務をめぐる政治的力学の帰結としての側面をもっていることを忘れてはなるまい（田村 2013, 21-22）、とのことである。また、高橋典幸氏も、それらは全てが控除として認められたわけではなく、なるべく控除額を抑えたい領主と、多くの控除をかち取りたい現地との、交渉の結果次第であった。そうした目で見れば、年貢散用状の数値の列記の中に両者のせめぎ合いを見出すことも可能であろう。さらに、両者の間にあって年貢収納の実務にあたり、実際に年貢散用状を作成・提出した荘官や代官らの思惑も、そこに隠されているに違いない（高橋典 2013, 167-168）、と述べられている。
- 15 青木貴史氏によると、「庄立用」とは、庄園現地で行われた行事などの費用であり、毎年定額が学衆方と僧侶方の双方で計上されている（青木貴 2018, 23）とのことである。本文の『目録』の「除分」の所で述べた、「大避神社への上分米、天満宮での流滴馬などの費用」などは、これに該当すると思われる。
- 16 伊藤俊一氏は、守護権力は周辺の武家勢力と共に「荘家」を脅かす存在として警戒されていた。ところがこの状況は観応の擾乱を契機に大きく変化すると考えられる。……この緊張状態を生き抜く中で、守護は国内の掌握を進め、管国を軍事的に総動員できる体制を構築していった。その一環として、この時期以降、本所一円領に対しても守護から課役が課されるようになる（伊藤俊 1993, 32-33）、述べられている。なお、同じ東寺領である太良荘の散用状を分析された山家浩樹氏は、守護への支出は年貢の一部として処理されている（山家 1999, 376）こと、守護方への礼銭や夫役は、貞治五年（1366）以前から、年貢のうちの現地支出として算用状に計上されている（山家 1999, 391）と述べられている。
- 17 西谷正浩氏によると、鎌倉期の荘園では、領家・預所のもとで処務執行者と得分権者が一体であったのが、室町期にはそれぞれ別個の主体に分離する傾向がみられる。処務の担当者は預所・代官・所務職・雑掌などと呼ばれ、得分権者の方は給主と称された。南北朝期頃までは給主が所務を執る事例が多いが、本来給主の語は得分権者の側面を表す概念であって、時代が降ると給主と代官が分化する傾向が進んだ（西谷 2014, 139）という。
- 18 福嶋紀子氏は、f の「大唐米」を通常収納される米の品種と区別して、散用状の上に注記する必要があったのかについて検討されている（福嶋 2011, 263）。福嶋氏によると、大陸から最初に日本列島に渡った米の起源を大唐米に見出す説もあり、縦長粒で赤みを帯びているので「赤米」ともいわれ、祝い事の時に炊く赤飯の起源を大唐米に求める見解もあるという（福嶋 2011, 268）。大唐米は通常の米と比べて安いものであったが、領主である東寺にとっては本来、不作・損亡の時にも最低限度の年貢をもたらす保障的側面を有していた。ただ、販売価格の安い、悪米の代表のように取り扱われ、生産する側も領主の側もそれが共通認識であったことこそが、中世の散用状の中に大唐米が記される最大の理由だったのではないかと考えられている。さらに続けて、大和國小東荘の「白米納帳」、

- 「白米返抄」を挙げ、収納に係わる文書の中では、米の「色」を収納の前提として認識することが、日常的に行われていた。いずれにせよ、「強靱な悪米」という特性を持った大唐米は、領主にとっては強靱であるが故に最低限の年貢の保障をもたらし、生産者の側にとっては悪米であるが故に販売価格が安いことを領主の側に認識させるという点で、双方にとって利をなす作物であったといえよう（福嶋 2011, 282-284）と付け加えておられる。
- 19 古代においては強市に対し、「^{まがな}和い市^かう」つまり合意の売買を意味したが、次第に単なる売買の意味になる。中世に至ると市場の相場（売買価格）を意味するようになる（伊藤・大石・斉藤 1989, 452）。桜井英治氏によると、中世において、価格や相場を意味するもっとも基本的な用語は「和市」であり、「相場」が登場するのは16世紀後半である。「和市」は時価とか実勢価格というより、まさに適正価格そのものの意味で用いられている（傍点引用者、桜井 2004, 57）、という。さらに桜井氏は、事例を挙げながら、中世の消費者は、季節間価格差と地域間価格差をよく熟知し、適切な消費者行動をとっていたことを紹介している（傍点引用者、桜井 2004, 57）。また福嶋紀子氏は、莊園からの年貢が市場で換金される時、立ち会うのは代官・名主・沙汰人であり、和市を監視し報告するのは代官の役目であった。名主ごとの年貢納入について、現物で行うか代銭で行うかはおののの名主の判断によるところがあった。市場での和市についての報告は、年貢米の換金に携わる代官・沙汰人層によりなされるのであるが、彼らが在地市場の情報に乏しい東寺に対して十分な報告を行ったとは考えられない。収納業務の一切を任された代官のもとには、枡の違い目や和市の操作によって利分が生じやすい状況であった（福嶋 2011, 281-282）と述べておられる。また、特に矢野庄和市と算用状について研究をされた牛尾浩臣氏は、年貢の取り立ての実質的担当者である田所の家久は、算用状などの文書の取り扱い担当者である政所の道円・秀恵をかたからって、和市を操作することによって東寺へ納入する年貢の代金を減らす不正を行っている^{と指摘されている}（牛尾 1999, 29）。
- 20 「符」というのは、下達文書の様式であるにもかかわらず、「未進徴符」は、「解」すなわち上申文書としての働きをしている。この点に注目したのが酒井紀美氏の研究である。酒井氏によると、「未進徴符」は莊園領主に未進分を報告した後、譴責使などの手で在地に「下し遣わされ」、百姓等に未進分を認識させ、彼らから請文を提出させることによって、はじめて本来の役割を果たせることになる。このように考えるなら、残された文書の中に、「注進状としての未進徴符」は数多くあるのに、「上から下に遣わされた未進徴符」を見つけ出せない理由も納得できる（酒井 1996, 375）、とされている。なお、福嶋紀子氏は、未進年貢を計上する方式として、「人夫役散用状」があったことを指摘されておられる（福嶋 2011, 296）。
- 21 榎原雅治氏によると、矢野庄の未進徴符は、康暦元年（1379）から宝徳二年（1450）まで35点残っている。永享四年（1432）までの記載様式は名ごとに書かれており、名ごとの名請人の名が付されることは原則としてない。しかしながら、永享五年（1433）以後の未進徴符は全て名ごとに人名が付されている。これは永享期を境に、東寺がその時点での納入者の把握に勤め始めたことを示している（榎原 1985, 14-15）と、述べておられる。その理由についてはここでは言及しない。榎原氏のご論考をお読みいただきたい。
- 22 なお、渡辺隆喜氏は、未進は中世の逃散に関わって議論がある。すなわち中世の百姓は原則的に「去留」の自由が認められているが、その発動としての逃散を行う場合、それが

- 正当であるための重要な要素に年貢未進のないことが求められるという見解である（渡辺隆 1992, 317）、と述べられている。
- 23 本文で述べたように、学衆方の年貢収入の基準値は 124 石 6 斗 2 升 3 合であった。しかしながら、康暦元年（= 永和五年、1379）から、公文名分 5 石 8 斗 1 升 8 合が差し引かれ 118 石 8 斗 5 合となったことを、馬田氏は指摘されている（馬田 1996, 12）。
- 24 「斗追加分」については、よく分からない。斗代、すなわち 1 段当たりの年貢（課税額）が何らかの理由で増やされたのではなからうか。田品（田地のランク）が上がったとも考えられる。
- 25 山家浩樹氏は、矢野庄の散用状と、同時期の応安六年（1373）十二月作成の太良荘地頭方の年貢算用状を分析・紹介されている（山家 1999）が、それ（山家 1999, 373-376）を見て未進が計上されるなど矢野庄のものと同様の様式である。この時期東寺領ではこのような様式の散用状は共有されていたのではなからうか。
- 26 富田正弘氏が挙げておられている「方」（富田 1980, 162-163）とは違う。佐々木氏のいう「方」と富田氏のいう「方」が、同じレベルのものかどうかは分からないが、いずれにしても東寺の中に「方」と呼ばれる寺僧の組織があったことは事実である。この点については「おわりに」で述べる。
- 27 田中浩司氏は、「東寺五方とは、供僧方の中心的な位置を占める二十一口方から、東寺奉行などへの礼銭負担にシステムティックに対応するために、分化・成立してきたものと考えられる。年始の東寺奉行への礼銭は、継続的に五方の年間経済の中に組み込まれており、その点から、この礼銭は、東寺・東寺奉行の双方にとって、いわゆる賄賂というより、定期的な「給与」といった意識に近いものとして授受されてきたものと思われる」（田中浩 1994, 123）と述べておられる。
- 28 寿岳文章氏によると、中世を通じ、公家・武門・僧侶の諸階層に、公文書その他の最も幅広く用いられたのは、檀紙の材料と同じ楮の繊維で造られ、檀紙よりも手軽な杉原である。もと播磨の近衛家荘園の杉原（すぎはら）荘で抄かれていたが、中世後期にはその盛行を反映してこれと同質の紙を造る漉場が全国各地にあらわれた（寿岳 1983, 564）と、述べておられる。
- 29 「御教書」とは、古文書の形式の一つ。書札様文書のうち三位以上の仰せを奉じた文書の総称。御教書はほぼ 10 世紀後半頃から使われ出したものと考えられる。その仰せの主体によっていろいろな名称でよばれているが、例えば某長者（別当・座主）御教書（各寺院の長者などの仰せ）がある。室町時代の伝奏奉書も御教書と呼ばれている。いずれにしても御教書が中世におけるもっとも重要な国政文書としての役割を果たしたことになる（上島有 1992, 293）。
- 30 ろうぶつ【粮物・糧物】食糧。かて。ろうもつ（日本国語 2002, 1154）。
- 31 岡田智行氏によると、五方算用状の作成者は、応仁・文明の乱以前においては、納所が二人で担当している。しばしば肩書で示される「公文所代」というのが彼らの立場であり、ここでいう「公文所」とは惣公文ことを指すと考える（岡田智 1982, 104）、と述べられ、「公文」の説明として富田正弘氏の論文の次の箇所を引用している。すなわち、「公文は主として供料庄からの年貢・公事等の収支経理、庄園の代官以下庄官へ下命する文書の作成などにあたった。公文は各寺僧組織にそれぞれ置かれたといってもよいが、廿一口方・十

八口方・鎮守八幡宮方・不動堂方は一人の公文が兼帯した。学衆方・叡勝光院方・宝莊嚴院方は、それぞれ独自の公文を定めていた。このうち、廿一口方の公文は、惣公文といひ、署名も、「公文所法眼」・「公文所法橋」と称し、他の公文が「公文法眼」等と署すのと相違している。これは、各寺僧組織が同じ寺僧をその組み合わせ方により、多様な組織を現象させているように、公文所もまたひとつのものであることを物語っている。公文所の長が惣公文であり、各寺僧組織の公文とは、公文所内の公文の担当分掌と考えてよいであろう」（富田 1980, 170）。

- 32 監査には、「算勘」と、「算合」という二つの表現が見られた。『室町時代語辞典』によると、「さんがふ [算合] 物の実際の数量を、基準どおりであるか、照合し確かめること」、「さんかん [算勘] 計算をして答えを出すこと。また、その能力」（共に、室町時代 1994, 181）とある。また、『日葡辞書』でも、「Sancanja, サンカンジャ（算勘者）」で「計算の上手な人、または、すぐれた算術家」（土井・森田・長南 1980, 553）となっている。これらの説明からすると、算合の方が、現代の監査の考え方に近いと思われる。
- 33 「支配状」というものを切断し、時系列的に貼り継いで作成された算用状もみられる。「仏事方散用状」というものであり、富田正弘氏が研究されている（富田 1986）。富田氏によると、東寺百合文書口函・夕函・ソ函・ノ函そして教王護国寺文書に、一点が 100 紙以上、長さ 20～30 メートルに及ぶ大巻の「仏事方散用状」が残されている。これは、東寺における一年間に行われる「仏事」にかかる経費の収支決算書である。この散用状は、もともとある文書を切断した「断片」を再度貼り継いだ複雑な文書である。中世の東寺で一年間に行われる仏事は、年によっても異なるが、文明十五年の例では、100 ヶ度行われることになっていた。これらの仏事は「正月十五日仏事」と日付を付した名称と呼ばれ、その経費は定められた所領からの上分をもって、それぞれ独立採算を原則とする経理を行っていた。したがって、所領や経理の事情によって取りやめられる仏事もあり、一年間に実際に行われる仏事は 70 ヶ度であった。これらの仏事の経費の収支と、その残金の支配（分配）は、仏事毎に行われるが、これを一・二度あるいは数ヶ度まとめて報告（「注進」で始めている = 引用者）した文書が、「箇度仏事支配状」（以下「支配状」と略す）である。……一通の「支配状」に載せる数ヶ度の仏事は、所領が同じか近かったり、年貢納入者や収納者が同じだったり、あるいは収納時期等の関係で一括されたもので、毎年その組み合わせが変わり、順序良く整理したものではなかった。したがって、これらの仏事の一年間の決算を行うためには、仏事毎の収支と支配を、日付順に整理する必要があった。そのため、まず、これらの「支配状」も仏事毎に切断し、仏事毎の支配状の断片に分解し（断片 20～30 センチ）、そしてこの断片を日付（月日）順に並べ直し、貼継ぎ、支配状断片の行列を作る。一通の長さは、一通の「支配状」が二～三紙、100 センチ平均としても二十数通分、二十数メートルに及ぶ。このような「支配状断片」の行列は、一年分の収支の算用（計算）と勘定（監査）（これを合わせて算勘という）のために、朱書きの合点や数字訂正を加えて「仏事方散用状」となるのである。「仏事方散用状」の奥には、算勘を行った者の奥書と署判が加えられ、袖には、表紙を施し、「仏事方散用状 文明十六年分 文明十七年九月十八日」なる表題、表題見返には、算勘の差引過不足の結果が注記される（富田 1986, 23-24）、と述べられている。一点だけ疑問に思うのは、富田氏は「散用状」と表記されているが、筆者が素人ながらに調べたところによると、原文書には「仏

事方算用状」と「算用状」と「算」の字が使われているように思う。何か意図があって使われているのかもしれない（本稿の末尾、追記をご覧ください）。

- 34 田中浩司氏によると、將軍の御成りの場合などのような巨額の負担は、五方とは別に「御成方」など、随時その収支を管掌するためだけの組織を設置し、寺内の各セクションへの割り当て、寺領荘園への段銭賦課、その他借入金などによって、惣寺をあげて対応していたことは明らかである。この点から五方は、日常のかつ恒常的な渉外担当部門であったということが出来る（太字・下線引用者、田中浩 1994, 125）とのことである。この見解から考えると、御成方は、將軍の御成りの時だけに設置される「臨時的」な渉外担当部門であったということになるのではなかろうか。なお、この御成方算用状の存在を指摘しているのは田中浩司氏である（田中浩 1994, 114）。これに対して、阿諏訪青美氏も御成方算用状（永享十一年（1439）八月二十一日の「上様御成方仕足算用状」夕函 167号）について言及している（阿諏訪青美 2003, 12）。ただし、こちらの様式は収入の記載方法は同じであるが、支出の方が「方」別で記載されている。理由は不明であるが、一時のためであるからかも知れない。
- 35 河合秀敏氏は、突合について、ある事実または記録が他の事実または記録と一致しているかどうかについて確かめる監査手続きであり、証憑突合、帳簿突合、計算突合等として用いられる（河合 1983, 129）と述べておられる。この場合は、帳簿突合といえる。
- 36 仲村研氏によると、浮足方に偏成されている地域は山城国上野庄を除くと大宮、朱雀、九条、八条を四至とする東寺境内にあったことが確認される（仲村研 1971, 97）とされる。浮足方算用状の対象となるのは、水田一町一段小、乾町二段、清水上二段六十歩、御所前一段、五段田屋敷、北款冬屋敷、西款冬屋敷、両所（乾町・清水上）加地子分などを収入として、御影堂法会の費用に充てている（仲村研 1971, 96）と述べておられる。
- 37 仲村研氏は、浮足方算用状の分析から、坊用枡、佛性枡、十三合枡の三種類の枡が使用されていたという（仲村研 1971, 95）。
- 38 青木貴史は、嘉吉三年分の浮足方算用状を分析し、浮足方が支出した費用の性格を、1. 御影堂で行われる法会に関わる費用、2. 所領支配に関わる費用、3. 廿一口方供僧の得分、4. 他の寺内組織に支出する費用、の四つに分類されている（青木貴 2019, 79）。
- 39 仲村研氏は、図表 10 の 7カ所の米年貢の石高は以後不変である（仲村研 1971, 97）と述べておられる。したがって、この石高を基準として未進額が計算されていくこととなる。
- 40 橋本初子氏によると、東寺の成立は、平安草創以来の鎮護国家の道場という、官立寺院として出発した。しかし、鎌倉時代の中頃から、こうした官寺の伝統に加えて御影堂を中心とした弘法大師信仰の寺として、中世的な寺院の活動を開始した。すなわち、講堂や食堂で国家祈禱を行う教王護国寺と西院の弘法大師像を中心とした、大師の御寺東寺との両面が、中世の東寺には存在した（橋本初 1990, 290）とのことである。
- 41 この考え方は、すでに青木貴史氏が指摘されている「浮足」を「余剰」と捉える考え方に通ずるものと思う。青木氏は、2019年6月25日（火）に開催された日本史研究会の中世史部会において、応永年間以降に収支が変化していく背景として 庄園支配の動揺、得点が少ないという寺僧の認識、御影堂への所領寄進の増加による浮足（余剰）の発生を指摘し、によって生じた浮足（余剰）を に振り分けるために「浮足方」が成立したと評価する報告をされておられる（下線引用者、青木貴 2019, 79）。討論の場におい

て「浮足」を余剰という意味で捉えることの妥当性が問題となった時、青木氏は他の組織でも算用の際に「浮足」という用語が使用されている事例や、浮田などとの類似性を示し、浮足を余剰という意味で使用できるのではないかと回答されている（青木貴 2019, 80）。青木氏は、もちろん「浮」を「余り」、「足」を「銭」と捉えた上で説を述べられていると考えられる。

- 42 三光寺由実子氏は初出論文にも当たられている。（小葉田淳 1978）は、1932年の『歴史と地理』第27巻第2号に収録した「中世に於ける社寺の講に就いて」を加筆修正したものであり、また、（内藤 1978）は、1943年に『日本教学研究所研究報告』に「東寺光明講僧侶講社並に宗教経済講関連の例として」を改稿したものであると述べておられる（三光寺 2014, 54）。
- 43 小葉田淳氏が定義の中で使用している「光明講方用脚算用状」と「光明講方算用状」とは、様式は若干異なるが同じものと考えられているようである。東寺百合文書を所蔵している京都府立京都市学・歴彩館は「光明講方算用状」という見出しで統一している。一方、東京大学史料編纂所の『大日本古文書』は、「光明講方要脚算用状」で統一されているが、原文書を見ると「光明講方算用状之事」となっていたりする。この点については本文で述べる。
- 44 小葉田淳氏は、寺社が金融行為を行う理由について次のように述べておられる。武家政治の出現以来、社寺権貴の全国に及ぶ荘園が、漸次崩壊の歩を進め、室町時代にいたって戦乱に託して、実力のある武人の庄園併合となり、ほとんど衰滅状態に陥った。宗教上の講が定期的に行われるためには、一定せる資源が必要であり、荘園は主要な資源だった。されば荘園の崩壊期に当たり、講の行事を持続せんがため、懸銭が一の手段として撰らばれる。これは、講の組織が僧侶の手を離れ、大衆化せられることと密接し、懸銭の方式を助長し、頼母子講の形態を整うに寄与したのであろう。そして荘園の崩壊は、社寺の財政的窮迫を意味するのであるから、講が実質的に金融化の過程を辿るにいたったことも自然の推移であった。講が、単に講自体のための金融化に止まらずして、社寺全体の財政救済の手段として、挙用せられたのである（小葉田 1978, 501-502）。
- 45 三光寺氏は、伊藤俊一氏の著書（伊藤俊 2010, 「第 部 第七章 省陌法について」 461-478）から引用し次のように説明されている。すなわち、50文綴は銭49枚をつないで50文とみなす計算をいう。50文綴は100文綴を作るまでの一時的な形態に過ぎず、加算する場合は崩された。東寺文書群に数多く伝わる算用状等において、単純に四則演算した数値と資料に記された数値との違いが省陌法を適用した結果であるという。省陌法が、東寺文書の算用状等で多く用いられていること、その具体的な計算方法を明らかにしたのが岩間敬子氏であり、以下のようになるという。
- 加算・・・97文で100文に繰り上がる。
減算・・・100文から繰り下がる時は97文をおろす。
乗算・・・加算を繰り返す。
除算・・・100文の桁で商を求めた上、余りに97文を乗じて下2桁に加えたものを割る。

そして三光寺氏は、省陌法において、97文を100文とみなすのは、一綴当たり縄代2文と、銭を数える手間賃1文が含まれていたためであろうという伊藤氏の見解を紹介され

ている（三光寺 2014, 54-55）。

- 46 なお小葉田淳氏は、光明真言講の他に金融機能を持つものとして、高野山、谷上院金剛心院における陀羅尼講を挙げておられる（小葉田 1978, 497-501）。金剛心院における銭及湯料の勘録状は、光明講方算用状と比較できると思われる。明応四年（1495）の銭及湯料の勘録状（東京大学 1968, 307-310）の後尾にも「借帳」が付され、利率、貸付額、貸付日、債務者の名称が書かれている。同じ弘法大師が開いた真言密教の寺院であるので当然情報の交流はあったのだろう。
- 47 その際に、「光明講入足引違注文」というものの存在について、三光寺は言及されておられるが、ここでは省略する。
- 48 これらは洛中・京郊の散在所領からの年貢であるといえる。橋本初子氏は、散在所領というのは、弘法大師への信仰が庶民へ及んだ結果、その帰依の志をあらわすために、洛中・京郊の段歩にみえない屋地・敷地・田畠が御影堂の大師宝前に寄進された所領である。東寺にとって、荘園の歴史が官寺の歴史であるとするならば、散在所領の歴史は、大師信仰の歴史といえる。東寺の光明真言講の歴史は、こうした弘法大師へ寄進された散在所領の歴史と、同じレールの上であった。……東寺が官寺から中世寺院に生まれ変わるにあたって、これらの散在所領の果たした役割は大きく、就中、大師信仰による御影堂の発展には、こうした散在所領の存在は無視できない（橋本初 1990, 291）と、述べておられる。
- 49 文書からは誰がどの役割（任務）を担当したか読み取りにくい。三人の署名・花押が並べて書かれているものがほとんどで、同じ時に順番で書いたように思われる。書止を見ると、応永 34 年（1427）・35 年（1428）は、日下に「勘定」、永享 3 年（1431）から嘉吉 3 年（1443）までは、「散（算）用畢（了）」、文安 4 年（1447）から享徳元年閏 8 月（1452）までは、「勘定畢」となっているが、区別がつかない。それが、延徳 3 年（1491）になると、最後から二行目に「延徳三年二月日」の下に花押、次の行に「同二月廿日勘定畢」とあり、花押が二つ続く。以後、このスタイルの末尾が文亀 3 年（1503）まで続く。つまり日下（作成日下）に書かれた花押が算用状の作成者であり、その横に書かれている同日は作成日と同日ということであり、その下の花押（二つ）は、監査をした者である。したがって、作成者と監査人は作成日に集まり、作成者立会の下三人で帳簿の突合など監査を行い、その後順次署名と花押を書いていったのではなからうか。だから区別がつきにくい。内藤莞爾氏の示した順序からすると、最初の花押の「先奉行」が作成者、二番目の「当奉行」と、三番目の「年預」の二人が監査がということになる。なお、高橋敏子氏は荘園の算勘について興味深い指摘をされている。東寺の場合、最終的にはその荘園を管理する寺僧組織において、目録等を基準に算勘すなわち監査が行われる。算勘の場合は、その時の「勘定酒直」（追加 17）・「御散用点心」（わ 21）などの支出にみられるように、算用状の作成者と領主である寺僧との共同飲食をともなった場であった。勘定が合意に達すれば、算用状の奥に寺僧が署判し、端裏の銘には、文書名および算勘終了の旨と日付が記される（下線引用者、高橋敏 1998, 180）。これは荘園算用状の場合であるが、寺内算用状の算勘の場でもこのような飲食を伴った場であったのではなからうか。時代は下るが江戸時代の商人には「目録開き」という決算報告の制度があった。例えば伊勢商人の場合、江戸からお目付け役である勤番が持ってきた「算用目録」（決算報告書）を主人以下歴代の支配人の前で披露し、たとえ損失が出ていようが、財政状態が悪からうが、主人は「結構な勘定です」

と、一切うるさいことは言わず、後は宴会になるという趣向になっていた（田中孝 2014, 51-52）。もっとも江戸で十分に監査は行われてきていると思われるが。しかしながら、この飲食を伴う「目録開き」に繋がるようなことが、すでに室町後期にあったのかもしれない。

- 50 三光寺氏は、この収支額と貸付額が合致していることについての簿記学的な意味については今後すべき課題である（三光寺 2014, 54）と述べておられる。
- 51 「要（用）脚」を『広辞苑』で引くと、 錢、または必要経費、費用、 税金（新村 1983, 2458）と出ている。「光明講方要脚算用状」の「要脚」もそのような意味かとも思われる。ただ、中国古来の簿記には、「三脚帳」（津谷 1998, 58-64）、それに清代のものといわれているが「四脚帳」（津谷 1998, 73-76）というものも存在した。この場合の「脚」は文字通り「足」という使い方のような気がするが、名称の付し方自体に中国との関係性を感じる。この点については本文でも述べる。
- 52 東寺の貸付については阿諏訪青美氏が興味深い説を出されている。阿諏訪氏は、東寺には「惣蔵」（そうぐら）と呼ばれる東寺経済の中核をなす蔵と、その周囲に多くの私的な蔵が存在した。惣蔵とは寺家を代表する収蔵庫の意と考えられる。一方、東寺公人たちは代官・納所・公文所として、その私宅に「私蔵」をもっていた。彼らはこの私蔵で惣蔵に入る以前に年貢公事等先納し、その差益を資本として権門勢家らを相手とした私的な金融を行っていた。つまり彼らは金融業者、土倉であったのである。……惣蔵に納入する年貢公事を私蔵に先納して運用し、その利益分も併せて惣蔵へ納入していた。つまりこのような私蔵の活動があつてこそ、惣蔵への着実な納入が可能となっていたのである（阿諏訪 2004, 154, 176-177）と、述べておられる。貸付の実態はこういうことであつたかもしれない。代官・納所・公文所が土倉であつたという件は、「禅宗」とも関係することであり、その事については、本文をさらに読み進めてもらいたい。また阿諏訪氏は、永村眞氏の研究された東大寺の「油倉」を比較対象としてその名を挙げられている（阿諏訪 2004, 154）。永村氏によると、南北朝期から室町中期に至る油倉の諸活動は、造営事業を始めとして、惣寺から委託された寺領年貢等の収納・貯蔵・下行と、これらの活動を媒介とする財源経営にわたり、更には造営事業や財源経営を維持する経費を、「院家」の蓄銭より調達する一方で、「院家」には利子収益を配分するという、寺内金融に及ぶものであり、油倉は、寺家・院家の経営にとって、不可欠な寺内財政機関としての機能を果たしていた。油倉が果たした役割は極めて大きく、当該期の惣寺財政は油倉の諸活動に依拠していたといつても過言ではなく、「中世東大寺」の発展を支えた（永村 1989, 738-739）という。東寺のそれと比較検討する価値はあると感じられる。
- 53 このように、「目録」は算用状（決算報告書）作成の基準となるもので重要であつた。江戸時代商人の決算報告書は一般に「算用帳」呼ばれているが、「算用目録」ともいった。話は現代に飛ぶが、安藤英義氏は、日本の企業会計制度において昭和 49 年の商法改正で財産目録が廃止されたことについて「大黒柱を引っこ抜いた」（安藤 2019, 16）と憂いておられる。もちろん我国中世以来、和式簿記で使用されてきた「目録」の意味と企業会計制度に位置づけられてきた「目録」の意味合いが違うと思う。しかしながら、我国において中世以来、「目録」というものが重要であつたために、西洋式簿記が伝来し「財産目録」という訳語が当られたのかもしれない。

- 54 富田正弘氏は、これら八つの「方」についての重複の様子を分かりやすく図に示されている。ここでは紹介できないので富田稿（富田 1980, 169）をご参照願いたい。
- 55 「廿一口方」だけでなく「造営方」も強い影響力を持っていたと考えられる。伊藤俊一氏によると、造営方は貞治元年（1362）に作られた組織だという（伊藤俊 2010, 385）。高橋敏子氏は、廿一口方は中世後期において東寺経営の中心組織であったが、造営方も……やはり寺経営の実質を担った重要な組織であった（高橋敏 2000, 29）と述べておられる。「寺経営の実質を担った」ということは、それだけ力があったということであろう。なお、本稿では「造営方算用状」について検討する余裕がなかった。「造営方」については、早くに毛利一恵氏が造営方算用状を使った研究をされている（毛利 1976）。また、金子拓氏がその変遷の分析されている。金子氏によると、「第一期は康暦三年（1381）から応永十年（1403）まで。この時期の算用状は、公文が算用し廿一口方奉行が勘合ないし裏花押をすえている。第二期は応永十八年（1411）から三十一年（1424）まで。納所が算用し、勘合・裏花押は見られない。第三期は永享六年（1434）以降で、代官が算用し造営方奉行単独・上首六、七人が勘合、奉行が裏花押をすえるものである」（金子 2004, 83）。なお、造営方算用状にも光明講方算用状と同じように、借用目録が附随しているものみられる。永享十二年（1440）十二月五日の「造営方散用状并借銭散用状」（キ函 53）がそれである。こうした事からも、廿一口方を通じて光明講方と繋がりが感じられるところである。

引用文献

- 相生市史編纂専門委員会. 1986. 『相生市史』第二巻.
- 相生市史編纂専門委員会. 1990. 『相生市史』第七巻.
- 相生市史編纂専門委員会. 1992. 『相生市史』第八巻上.
- 相生市史編纂専門委員会. 1995. 『相生市史』第八巻下.
- 青木貴史. 2018. 「年貢散用状の記載からみる『庄未進』の変遷——東寺領播磨国矢野庄を事例として——」『日本歴史』837: 20-35.
- 青木貴史. 2018. 「中世後期東寺における算勘制度の展開」『ヒストリア』(268): 28-53.
- 青木貴史. 2019. 「中世史部会 中世後期における寺院財政と所領支配——東寺浮足方を事例として——」『日本史研究』687: 79-81.
- 赤松俊秀編. 1964. 『教王護國寺文書』巻五 平樂寺書店.
- 阿諏訪青美. 2003. 「東寺十分一方算用状の分析」『研究紀要』13 (東京大学史料編纂所): 8-22.
- 阿諏訪青美. 2004. 『中世庶民信仰経済の研究』校倉書房.
- 網野善彦. 1978. 『中世東寺と東寺荘園領』東京大学出版会.
- 安藤英義. 2019. 「日本における会計教育——歴史の節目と今日の課題——」『専修大学論集』109: 9-23.
- 伊藤清郎・大石直正・斉藤利男. 1989. 「荘園関係基本用語解説」網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編『講座日本荘園史 1 荘園入門』吉川弘文館: 385-453.

- 伊藤俊一．1993．「中世後期における『荘家』と地域権力」『日本史研究』368：29-55．
- 伊藤俊一．2010．『室町期荘園制の研究』塙書房．
- 上島有．1959．「東寺寺院經濟に關する一考察　特に最勝光院領庄園について」讀史會編『国史論集』1　讀史會：709-726．
- 上島有．1992．「御教書」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十三卷：293-295．
- 牛尾浩臣．1999．「東寺領荘園の和市と算用状　播磨国矢野庄の場合」『史学論集　佛教大学文学部史学科創設三十周年記念』：25-32．
- 馬田綾子．1996．「荘園の歴史と収納方法　矢野庄公文名散用状をめくって」兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県の歴史』(32)：10-18．
- 馬田綾子．2006．「中世京都における寺院と民衆」久留島典子・榎原雅治編『展望日本歴史11　室町の社会』東京堂出版：238-256．
- 榎原雅治．1985．「荘園制解体期における荘官層　東寺領矢野庄の十五世紀」『史学雑誌』94(6)：1-39．
- 岡田智行．1982．「東寺五方について」『中世史研究』中世史研究会：96-112．
- 小葉田淳．1978．『日本經濟史の研究』思文閣出版．
- 勝山清次．1990．「斗代」京大日本史辞典編纂会『新編日本史辞典』東京創元社：728．
- 金子拓．2004．「室町期東寺造営方の活動と変質」『史学雑誌』133(9)：77-98．
- 河合秀敏．1983．『監査論 [改訂版]』同文館．
- 京都府立総合資料館．2012．『東寺百合文書』十　思文閣出版．
- 黒川直則．1981．「中世一揆史研究の前進のために　史料と方法」『一揆 5　一揆と国家』東京大学出版会：247-307．
- 酒井紀美．1996．「『符』、その後の展開」河音能平編『中世文書論の視座』東京堂出版：351-380．
- 桜井英治．2004．「中世における物価の特性と消費者行動」『国立歴史民俗博物館研究報告』113：55-79．
- 佐々木銀弥．1981．『中世の商品流通史の研究』法政大学出版会．
- 佐藤和彦．1979．『南北朝内乱史論』東京大学出版会．
- 三光寺由実子．2014．「15世紀末東寺百合文書における光明講方算用状の分析」『財務会計研究』8：27-57．
- 島田次郎．1981．「村落」『日本古文書学講座』第5巻中世編　雄山閣出版：135-196
- 寿岳文章．1983．「紙」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第三巻：563-564．
- 高橋敏子．1998．「古文書学研究と東寺百合文書」『東寺百合文書にみる日本の中世』京都府立総合資料館　京都新聞社：174-193．
- 高橋敏子．2000．「大日本古文書　家わけ第十　東寺文書之十二」『東京大学史料編纂所報』35：28-29．
- 高橋典幸．2013．「年貢散用状ノート　東寺領播磨国矢野荘形成期を事例に」悪党研究会編『中世荘園の基層』岩田書院：167-184．
- 田中孝治．2014．『江戸時代帳合法成立史の研究』森山書店．
- 田中孝治．2016．「我国の荘園会計発達史」『経営総合科学』105(愛知大学経営総合研究所)：23-53．

室町期の東寺における荘園と寺院の会計

- 田中孝治．2019．「室町時代の禅宗寺院会計について 東班衆と百丈清規を手掛かりとして」『産業経理』79 (2) : 129-152.
- 田中浩司．1994．「中世後期における『礼銭』『礼物』の授受について 室町幕府・別奉行・東寺五方などをめぐって」『経済学論纂』(中央大学経済学研究会) 35 (4) : 107-132.
- 田村憲美．2013．「中世における生業環境と民衆の地域社会 東寺領播磨国矢野荘の「河成」と気候変動をめぐって」『悪党研究会編『中世荘園の基層』岩田書院 : 11-37.
- 津谷原弘．1998．『中国会計史』税務経理協会．
- 土井忠生・森田武・長南実．1980．『邦訳 日葡辞書』岩波書店．
- 東京大学史料編纂所．1968．『大日本古文書 家わけ一ノ四』東京大学出版会．
- 東京大学史料編纂所．1970．『大日本古文書 家わけ十ノ三』東京大学出版会．
- 富沢清人．1982．「中世検注の特質 取帳と目録を通じて」『日本史研究』233 : 1-25.
- 富沢清人．1991．「検注と田文」網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編『講座日本荘園史 2 荘園の成立と領有』吉川弘文館 : 329-356.
- 富田正弘．1980．「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造 付 寺院一覧・諸職補任・索引」『資料館紀要』8 (京都府立総合資料館) : 151-274.
- 富田正弘．1986．「仏事方散用状について (上)」『金沢文庫研究』276 : 23-32.
- 内藤莞爾．1978．『日本の宗教と社会』御茶の水書房．
- 仲村研．1971．「中世後期の東寺款冬町について」同志社大学人文科学研究所編『京都市社会史研究』法律文化社 : 80-121.
- 永村眞．1989．『中世東大寺の組織と経営』塙書房．
- 新村出．1983．『広辞苑』第三版 岩波書店．
- 西尾和美．2006．「室町中期京都における飢饉と民衆 応永二十八年及び寛正二年の飢饉を中心として」久留島典子・榎原雅治編『展望日本歴史 11 室町の社会』東京堂出版 : 257-281.
- 西谷正浩．2014．「荘園制の展開と所有構造」『岩波講座 日本歴史』第8巻 中世3 岩波書店 : 113-151.
- 日本国語大辞典第二版編集委員会 小学館国語辞典編集部．2002．『日本国語大辞典 第二版』第十三巻 小学館．
- 橋本初子．1986．「東寺領庄園と東寺 古文書からみた年貢輸送の実態」『歴史地理学紀要』(28) : 79-103.
- 橋本初子．1990．『中世東寺と弘法大師信仰』思文閣出版．
- 兵庫県史編集専門委員会．1991．『兵庫県史』史料編 中世6.
- 平井上総．2015．「検地と知行制」『岩波講座 日本歴史』第9巻 中世4 岩波書店 : 71-102.
- 福嶋紀子．2011．『中世後期の在地社会と荘園制』同成社．
- 室町時代語辞典編集委員会．1985．『時代別国語大辞典』室町時代編一 三省堂．
- 室町時代語辞典編集委員会．1994．『時代別国語大辞典』室町時代編三 三省堂．
- 毛利一憲．1976．「東寺修造略史 鎌倉・南北朝時代の造営料所と造営・修理」『紀要 史学科』(中央大学文学部) 12 : 31-61.
- 山家浩樹．1999．「太良荘に賦課された室町幕府地頭御家人役」東寺文書研究会編『東寺文

書にみる中世社会』東京堂出版：370-393.
渡辺隆喜．1992．「未進」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十三巻：317．

(追記、「庄園」と「荘園」、「散用状」と「算用状」の用語は、同じ意味として使われることが多いように思われる。本稿では、引用者の思いを伝えるために統一はしなかった。ただ、引用の箇所以外では、前者については、なるべく「荘園」を用いた。また青木貴史氏によると、14～15世紀の東寺領庄園では「散用状」と表記されることが一般的である(青木貴 2019, 46) という指摘に従い引用以外の部分はそのように努力した。反対に寺内算用状の方は、「算用状」という表記が多いように感じた。蓋し、この「算用状」が、江戸時代の商人の「算用帳」という名称に受け継がれていったのではなかろうか。)